

平成27年9月定例会

市民環境常任委員会会議録

招 集 月 日	平成27年9月8日（火）
会 議 場 所	市役所 5階 理事者控室
開 会 日 時	平成27年9月8日（火） 午前 8時57分
閉 会 日 時	平成27年9月8日（火） 午後 2時28分
委 員 長	橋本 稔
委員会出席 議 員	
委 員 長	橋本 稔
副 委 員 長	加藤 英樹
委 員	菅野 博子 羽鳥 健 大塚 佳之 金子 雄一
欠 席 委 員	なし
議 長	
委員外議員	永沼 博昭
傍 聴 者	なし

議 題

議案番号	議 題 名	審 査 結 果
第 6 8 号	鴻巣市手数料徴収条例の一部を改正する条例	原案 可決
第 6 9 号	鴻巣市税条例の一部を改正する条例	原案 可決
第 7 0 号	鴻巣市ごみ処理施設等整備基金条例	原案 可決
第 7 1 号	平成 2 7 年度鴻巣市一般会計補正予算（第 2 号） のうち本委員会に付託された部分	原案 可決
第 7 5 号	平成 2 6 年度鴻巣市一般会計決算認定について のうち本委員会に付託された部分	認 定

委員会執行部出席者

（市民部）

市民部長 水村 光行

市民部副部長 大塚 伸也

市民課長 田口千恵子

市民税課長 関根 和俊

資産税課長 佐藤 康夫

資産税課副参事 福島 栄

収税対策室対策室長 早川 宏人

やさしさ支援課長 岡安 則行

吹上支所副支所長 杉山 彰男

川里支所副支所長 馬橋 陽一

（環境経済部）

環境経済部長 長島 祥一

環境経済部副部長 竹村 慎吾

環境経済部副部長兼産業振興課長
新井 昭

環境課長 島田 和夫

農業委員会事務局長 新井巳代子

環境課副参事 関口 泰清

観光戦略課長 大沢 昌弘

書 記 岡崎 夏子

書 記 篠原 亮

(開議 午前8時57分)

(委員長) ただいまより本日の会議を開きます。

昨日議案第75号の説明が終わりましたので、これより質疑を求めます。
質疑はありませんか。

(菅野) 後ろからやります。191ページで労働支援政策が労働支援事業として出されていますけれども、いわゆる鴻巣市の臨時職員賃金が142万つて随分ふえていますけれども、この内容と、それから市全体の、いわゆるこれは商工観光課ですけれども、商工観光に向けての施策がどうなのか。私がこの中で答弁していただきたいのは、駅に市民活動センターができましたよね。あそこに観光課なんて行ったほうがよっぽど意義を果たすのではないかなと思うのです。駅から1.2キロではなく。そういうのも含めて、実際に商工観光課としてどういう位置づけで政策が行われて、実質どのような成果が上がっているのかお聞きします、この項に関して。191ページの労働支援事業で。

(何事か声あり)

(菅野) ちょっと待って。いや、違う。これはこののでしょうか。191ページの労働支援事業というのはここのでしょうか。商工観光課ってここではないの。

(委員長) ここです。

(菅野) ここですよ。

(環境経済部副部長) 商工観光課が観光戦略課ということでありまして、現体制では観光関係は観光戦略課、商工関係のことにつきましては産業振興課のほうになっています。それを…質疑をしておりますので…

(何事か声あり)

(菅野) それ両方この委員会ですよ。

(委員長) はい。

(菅野) では、そこでわかる範囲で。

(駅前のと言ったから……の声あり)

(菅野) そうではなくて、駅前のあちらに行ったほうが成果は上がるのではないかなということですよ。あそこが何やっているか聞いているので

はありません。それはどう思うのか、お聞きします。

（環境経済部副部長兼産業振興課長）ご質問の労働支援事業でございますけれども、臨時職員の賃金というようなご質問かと思いますが、ご存じかと思いますが、ジョブサポートこうのすの労働支援センター内にあります内職相談員というふうな形で2名の臨時職員を採用しておりますけれども、この2名の臨時職員のための142万5,160円というような内容の賃金を支出してございます。

以上です。

（観光戦略課長）今ご質問の観光は駅前のほうがより利便性が高いのではないかというご質問ですけれども、これにつきましては観光戦略課といたしましては市全体の観光戦略計画を策定しまして、それに基づいた観光戦略の進行管理等もやっております、実質的な観光PRにつきましては観光協会が主体となってやっておりますので、観光戦略課としては駅前には行く必要はないのかなというふうに考えております。

以上でございます。

（菅野）就労支援センターの成果というものは数値的に出ますか。ジョブサポートも含めて、就労支援センターの成果というものは出ませんか、数値的に。

（環境経済部副部長兼産業振興課長）日々ジョブサポートのほうに来られている方なんかの状況等はジョブサポートのほうで把握しているのですけれども、実際にそれぞれが就労に結びつくような形でのお話等の相談業務的なものとか、5台端末機がある中でご自分でいろいろ就職に対してのガイドを見て検索して、ご自身がいろいろな形での就労に向けての情報を収集している状況でございますので、その来場者というか、その辺の数については日々確認はしているかと思うのですけれども、実際に入りがかなりある中で1日何人という形はちょっと、確認はしてみますけれども、一応本人がそれぞれの仕事の中身で内容を見ているというような形になると思います。今実績というふうなことで、一応26年度の4月から3月までを個々にご説明したほうがよろしいですか。

（菅野）いや、まとめてでもいいです。

(環境経済部副部長兼産業振興課長) 実際に新規求職者としての合計でいきますと1,138件、相談件数は5,598件、紹介件数が3,118件、就職者数が391、これ市内者と市外者を含めた数というふうな形になっておりますけれども、その中で先ほど私が言いましたように端末機を利用しての利用者の方は8,616人というふうな形の数字で実績が出ております。以上です。

(菅野) 実際に就職する人というのは本当に少ないのですね。1,138件、5,598人が相談して391人と。この中には、例えばなかなか働けないで生活が困窮していて、もう生保を適用せざるを得ない状態まで、あちこち借金して追い込まれているということがあるのではないかなと思うのですけれども、そういう対応も含めて生保の福祉課なんかと担当してやれているのでしょうか。

(環境経済部副部長兼産業振興課長) 実際に生活困窮者というふうなことで、いろいろ日々生活に困っている方もジョブサポに見えていろいろ仕事を検索しているという状況はお話を聞いております。それと福祉関係のほうとの連携ということになってくるのですが、やはり個人的プライバシーがございまして、やはりジョブサポに見えた方がいわゆる生活困窮か、あるいは仕事を一生懸命探しているか、その辺の連携につきましてもやはり個人的なプライバシーもございまして、日々、毎日来ている方もいらっしゃるというふうなこともお聞きしますけれども、その辺についてはやはり福祉関係の部署に直接ご相談に、生活保護の相談等、あるいは就労支援に向けての、その辺の生活困窮に向けての相談等も福祉でやっているようございまして、その辺は福祉行政のほうにお願いしたいと思っております。

以上です。

(菅野) 部長に聞きますけれども、ああいう答弁ではだめですよ。今までも繰り返し言っていますよね。行政も横断的にやると言っているのではないですか。そんなぱっぱっ、ぱっぱっやれば失業しやしないのです。とにかくお金なくて、私なんか相談されてお金やるわけにいかないから、おにぎり買ったりなんなりって相談を受けた者がせざるを得ない状

態にまでなっているわけですからけれども、どのような手だてがされますか。

(環境経済部長) 就労相談ということで、大事なのはやはり窓口の対応かなと思います。どういったことで職を求めてくるかということで、やっぱり親身になってそういった状況をお聞きして、困っている状況であればそういった福祉関係のほうをご紹介していくというような対応がやっぱり必要かなということで、そういった指導、監督に努めていきたいというふうに考えております。

(菅野) これは、答弁要りませんけれども、相談に来る人は結局電気代が払えない、水道代が払えない、そういうので電気もとめられる、水道もとめられると、2カ月を2回払わないととまってしまうのです。では、直近の2カ月分払えば水道入れてくれるかと思っただめなのです。4カ月分、2回分全部払わないと水道はとめるよと言われているのです。だから、そういうのも含めまして適切な、親切な対応をお願いしたいと思います。

189ページの資源物処分事業で、これほどこの部分かあれですけれども、資源回収する部分がありますよね。水曜日の古新聞、古雑誌、それからぼろはお金にならないのでしょうかけれども、あとは瓶、缶、ペットボトルなど幾らでやっているかというような金額的なものをお聞きしたいと思います。ここの項かどうかわかりませんが。187ページだったのだ。不燃ごみ処分委託料。

(何事か声あり)

(菅野) 違うね。

(どっちでも……の声あり)

(菅野) どっちでもいいですか。では、お聞きします。

(環境課長) 資源物の処分事業でよろしいのですよね。

(菅野) はい、そうです。187ページのこれだ。242の65団体、これだね。違う。

(何事か声あり)

(菅野) 歳出だ。だって、市がお金出しているのではないか、自治会に。242ページの。古新聞は、1キロ58円ぐらいで業者に売っていますよとか

って前の常任委員会のとき言ったではないですか。ペットボトルは、1キロ幾らですよとかって、そういうのを知りたい。こっちは売るほう。だから、187か、ここら辺のところでお聞きします。それだけです、聞くのは。

(売却単価かの声あり)

(菅野) そうそう、売却単価。わからなければ後でいいのです。

(環境課長) 手元にはあるのですけれども、済みません、ちょっとすぐ出てこないのですけれども、申しわけありません。

(菅野) では、ちょっと出てくるまで。

75ページの花のコミュニティづくりで、これ間違えて説明したのではないかと思うのですけれども、花のコミュニティづくり事業、花かおり課で159万2,000円って下から3つ目の丸のところにあります。13団体で3分の1補助していると説明ありましたがけれども、3分の2の補助ではないですか。

(3分の2ですの声あり)

(菅野) 3分の2ですよ。

(はいの声あり)

(委員長) 今の確認でよろしいですか。

(菅野) はい。13団体、3分の2。それで、せっかくですから、お聞きしますけれども、いわゆる公共用地に花をつくるのですから、自分の近くのどこかではないのですから、これって大変高度な事業なわけですよ。下の花のボランティアなんて、これは市が花を用意して、ただ行って植えるだけですけれども、コミュニティ事業となると本当に大変な仕事をなさってくださっているわけですから、13団体というのは花のまちにしてはやっぱり少ないです。だから、課題が大変高度だと思うので、例えば苗の提供をすとか、やってくれるのならせめて苗を、花苗をつくっているまちなのですから、百歩譲って半額ぐらいでやるよとか、そこまでしないと3分の2補助をもらってやるのは大変ではないかなと思うのですが、いかがですか。

(観光戦略課長) 済みません。まず、きのうご説明で私3分の2と言っ

たと思います。ちょっともしかしたら滑舌悪くて3分の1というふうに聞こえたかもしれません。おわび申し上げます。済みません。

このコミュニティづくり補助金につきましては、一応今のところ要綱で総費用額の3分の2というものがございまして、もし仮に花苗等をこちらで提供するとなりますと、そういった要綱等も含めて制度を変えていく必要があるというふうに考えております。

（菅野）それは、答えではないでしょう。そんなの当たり前でしょう、変えるのは。だから、花のまちにふさわしいというなら……これ前は2分の1だったのです、ずっと。生出塚の花のコミュニティも総理大臣賞をとるまでやっていましたけれども、みんな年取って結局できなくなっているのです。あちらこちらで高齢化でできなくなっている中で続けているということは大変なことなわけですから、もしその花の苗を提供することで費用がふえるというのならもっとふやすとか、3分の2なら別な手だてで、例えば市がどこかで土を入れるときの土と一緒に入れてあげるとか、土を入れないと花なんか咲かないのですから、何か応援する手だてがないですかということを知っているのです。

（観光戦略課長）3分の2につきましては、コミュニティづくりということでやっております事業ですので、花苗、例えばコミュニティの関係で集まってきて、市民の方が集まってその中で花植えをやってもらうわけで、例えば当然来てもらえばお茶を出したりとかということもあると思うのです。そういった費用も含めた中で3分の2ということになりますので。ですから、花苗の部分はこの3分の2の費用でかなりの部分が負担できるのではないかとこのように考えます。以前は、2分の1ということでかなり各自治会さん等にご負担おかけした部分はあるかと思いますが、その部分についても軽減されているというふうに今は考えております。もし今後そういったボランティア団体から声がかかるようでしたら、またその時点で考えていきたいというふうに思いますけれども。

以上です。

（菅野）なかなかボランティア団体から声は出ません。生出塚でやって

いて、金かかって大変なものだから、私がうるさく言ってようやく2分の1が3分の2になったのです。でも、花をつくるのって、お茶代なんか出しません。自分で持ってくる。土代と花代で物すごく高いのです、花というのは。そんな、こっちのボランティアの人は来てやるだけですけれども、簡単にできません。市有のところに植えるのに金まで出して、労力ただ働きで誰が出るかと、そうになってしまうわけで、花の苗を売っているまちなのですから、何とかならないかというのは花のコミュニティをやってきたときの苦勞です。種から植えるなんてやるなら大変な技術が必要ですから。そのときはいろんなところと交流もしたのですけれども、例えば鴻巣公園のところに植えてくださっています。あれもこれの一環ですか。鴻巣公園のところにきれいに植えてくれているではないか、ウォーキングコースのあれ。あれは、市のこの花のボランティアがやっている部分、それとも上の花のコミュニティ。どっち、鴻巣公園のは。

(観光戦略課長) 今手元に資料がありませんので、後ほどお答えします。済みません。

(菅野) わかりました。

次、67ページ……

(委員長) その前に環境課長が先ほどの。

(環境課長) 申しわけありませんでした。菅野委員のご質問は、自治会や任意の団体へ払っている報奨金の単価ということでございます。そうしますと、資源物収集運搬事業のほうになっております。そちらのほうで、まず自治会にお支払いする資源回収報奨金というのがまずございます。それと、学校ですとか、そういうところの集団回収、任意の団体へ……

(菅野) それではなくて、1カ月分の新聞の1キロが幾らで、アルミの缶だと例えば幾らで幾らとかという、その金額を知りたいのです。

(環境課長) 皆さんが集めたものを……

(菅野) そうそう。売るときの単価。

(環境課長) 申しわけありません。全体の金額はここにあるのですけれ

ども、単価は手元にございませんで、申しわけありません。後ほどお答えさせていただきます。

(菅野) いつかの常任委員会で1カ月分の新聞は58円だか、アルミの缶は1本5円だか8円だかと言ったことがありますね。そんな感じでいいのです。

(委員長) では、後ほど資料を。

(菅野) では、花のコミュニティは後だね。

(委員長) はい。

(菅野) では、67ページの、きのうに引き続きコウノトリですけれども、これってびっくりしたのです、聞いて。こうのとりの伝説米は、彩のかがやきを選別して、粒の大きい、いいものをそろえて、それで5名の農家の方で普通1キロ286円が460円。5割高以上です。6割高ぐらいになるのか。これってコウノトリを呼ぶ事業とは関係ないのではないかなと思うのですけれども、これは農業振興だけでやるのならわかるけれども、私はジャガイモにしても何にしても選別するというのはいかがなものかと思います。味は変わらないのですから。今込みで幾らってよく売っていますよね。込みで選別して幾らって。お米にまでそれやる必要が、そこに……どこだ、出しているお金は。金額を出しているのがあったではないですか。

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午前9時18分)



(開議 午前9時22分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開催いたします。

(菅野) 197ページのうまい米づくりでお聞きしますけれども、昨日補正で論議したこうのとりの伝説米などが、それ以外に何かあるのかあれですけれども、入ると。そのことで減農薬を進めるということで、いわゆるグレードアップした米という意味なのかもしれませんけれども、3万2,000円補助が出されていますけれども、そもそも鴻巣で一番つくっているのは米なのです。それで、統計こうのすを請求したら、ないと言われ

てあれなのですけれども、担っている農家の年齢も75過ぎなのです。確実に75過ぎの人が多くて、まして米は本当に採算が合わない。そんな中でこれだけ手間暇かけてどれほどの人がつくれて、世界とまではいかないのですけれども、鴻巣のいわゆるブランド米として成果が出るのか。粒をそろえるのでしょうか。大きい粒をそろえるということなのですか、きのうの話では。それがグレードを上げるということなのですか。彩のかがやき自身は大変おいしいお米です。大変評判のいい、おいしいお米で、私は思うのですけれども、農家の人がそんなにめちゃくちゃ農薬使っているとは思わないのです、今どき。本当に日本の農業というのはすばらしいわけですから、どこが違うのかちょっとお聞きします。

（環境経済部副部長兼産業振興課長）それでは、決算書197ページにございます特別栽培米認証事業でございますが、これはうまい米づくり推進事業補助金といたしまして、JA鴻巣市が事務局になっております鴻巣市うまい米づくり促進協議会という団体がございまして、そこに補助金を交付している事業でございます。米の一品種であります彩のかがやきを、特別栽培米としましてこうのとり伝説米として生産、販売する農家さんへの補助というふうな形になっております。

今ご質問のように、ブランド米としての成果があるかというふうなことでございますが、いわゆるJA鴻巣市のほうでもこれの認証をとりまして、彩のかがやきそのものも県の推奨米でございますので、かなりおいしいお米になっているのですが、それをまた手間暇かけて減農薬というふうな形で、いわゆる極力少ない農薬を使って限られた米をつくっているというふうな形で、農協さんのほうが稲作経営の安定を図るために補助していろいろそこで作っている状況を管理しながら、農協さんと生産者の方がいろいろ事業に取り組んでいるというようなことで、決算額では3万2,000円なのですが、やはりほとんどの農家さんがやられていない中で、限られた農家さんがこうのとり伝説米についての取り組みをやっているというふうな形で、その認証を得るための事業となると思います。

（菅野）まだ米の収穫は始まっていませんけれども、とにかく新米がコ

スト割れで農家はもうやっていけないと。稲作農家の時給が13年産でいうと456円だそうです。14年度産は、ゼロが予想されていると。農家の家族の労働報酬が1日当たり3,646円、時給で456円で、前年より360円も下がっているそうです。要するに民主党政権で導入した戸別所得補償があったのですが、自民党になって制度がどんどん改変されてなかなか採算が合わないようになっているのです。今TPPでアメリカに言われてさらにミニマムアクセス米が77万トンも入ってきているのに、何万トンだかふやせと言われてずるずる引っ張られそうになっています。過去3年の生産コストの平均を基準として販売価格と差額を補填する不足払い制度なんかを創設するとか、抜本的な施策をしないと農家はやっていけません。コウノトリなんか飼えるわけないでしょう。だって、豊岡市は農家にアイガモ農法でやってもらうほど、本当に多くの農家に協力を得ているのです。米もつukれないで、ドジョウもどこにもいません。コウノトリなんかできっこないということです。農家に対して今年度継続のためのどのような措置がされるのか。まして市独自でされる部分があればお聞きします。

（環境経済部副部長兼産業振興課長）ご質問の趣旨は、米価下落というふうな昨年の米価下落の問題から農家の方々の支援というふうなことのお話かと思えますけれども、いわゆる決算書の199ページにございます経営所得安定対策事業という形で650万ほど決算しているのですけれども、これは今菅野委員さん言われましたように戸別所得補償制度、旧政党から政党がかわりまして、名称が変わった事業というふうな形で経営所得安定対策推進事業ということで、これがまさに米づくりに対しての事業というふうなことなのですが、一応直接の事務的な形のことにつきましてはJA鴻巣市、JAほくさいのほうが直接かかわっている問題でございます。直接全農、全中から補助金、あるいは交付金等をいただきながら、先ほど菅野委員さん言われたように差額分についての補填等を行っている事業の中で、いわゆる生産数量目標的なものとか鴻巣市全体の生産目標とか、そういったものがいろいろ出ている中で、去年は米価の価格は相当下落したということで、非常に農家の方々から大変厳しい状況

とはお聞きしておりますし、また今年度、27年産米の米価等もJAほくさいさんのほうからは聞いていますけれども、まだちょっとJA鴻巣市さんのほうは理事会で価格は決定していないというようなことでお聞きしていますけれども、いわゆる国のほうでも水田のフル活用というようなことで、経営所得安定対策というふうな形で、いわゆる過剰米が非常に多くなっている部分について、いろいろ国のほうも施策的にはことしの27年から飼料用米とか麦、大豆なんかの戦略作物を本格的に推進するとか、そのような形でJAさんのほうもいろいろ農家さんのほうに米価が下落したことに対する作物的な直接支払交付金等も実施しておる中、農家さんのほうに直接支払交付金等もやっている状況でございます。市のほうの決算には出てこないのですが、農協さんのほうのお米に対する農家さんのほうへの支援としましては、約1億9,300万というふうな交付金が交付されている状況を私は農協さんのほうから資料をいただいているのですが、そのような形で大変厳しい中でもいろいろ国の施策とか、そういったものの状況に基づきまして市のほうも支援しながら農協さんと一緒に、ことしは若干米価等も昨年よりはいいのではないかというふうなお話を聞いておりますので、その辺については産業振興課としても支援してまいりたいと思います。

以上です。

(菅野) 何か言っている言い分と報道されている言い分とが随分違うのですけれども、要するに60キロ、1俵について生産するのに1万5,000円以上は必要なのです、再生産するのに。ところが、1万5,000円にはなっていません。ですから、つくればつくるほど赤字になる農政が実態なわけです。その原因が、つくればつくるほど赤字の上に、所得補償も安倍内閣になって削減しているのです。戸別所得補償は10アール当たり1万5,000円だったのを60キロ換算で1,700円、これは半減しています。2018年度から廃止をしようと言っているのです。そして、2018年から国による生産調整も廃止しますと。自己責任でやりなさいという、いわゆる国民の主食、制度そのものを投げ出すということがされようとしているわけです。稲作の生産費は、最低でも60キロ1万6,000円と言われている中で、

では鴻巣でいろんな補助も含めてどれぐらいになるのですか。最大限の補助をもらって、麦や何かをつくるのではなくて米ですよ。その種類によっても違うかもしれませんが、1万6,000円になりますか、最低。稲作の再生産できる1万6,000円になりますか。なるかならないか。どれぐらいになるか。わかるかわからないか。

（環境経済部副部長兼産業振興課長）今2018年から経営所得安定対策事業もなくなるというふうな形の施策的な問題は出ているのですが、ちょっとお米をつくることに対して、つくるほど赤字だというふうなことの状況のご質問ですけれども、実際に国、あるいは県等の施策の中では、いろいろ水田等についても戦略作物というふうなことで米以外のもの、先ほど私が言いましたように麦、大豆、飼料用米とか米粉用の米とか、ソバ、菜種とか、その辺のものをつくることについて10アール当たり、反当たりの交付単価というものはいろいろ金額が設定されているのですが、そのような交付金事業はございます。ただ、お米につきましては、いろいろ手間暇かけて反当たり相当のお金がかかっているわけですが、お米に対してはちょっと施策的に補助対象的なものというものはないので、実際に転作作物というふうなことでJAさんのほうもいろいろ苦慮しながら、主食用の水稻作付についてはこのくらいの数量にしてくださいねというふうな目標の数値等があるのですが、その中で鴻巣市の場合には26年産米につきましては目標数量から159トン、9,010トンの目標があったのですが、実際には全体で8,851トンというふうな形で下回った状況になっておりますので、かなり米等については目標を達成しているというふうなことで、ただご質問のお米に対して幾らの補助というのはちょっと私のほうではお答えできませんので、よろしくお願ひしたいと思います。

（菅野）最後に言いますけれども、第2次安倍内閣になってから米価はもうどんどん下落しているのです。2012年の10月は1万5,790円であったものがどんどん下がって、2014年の10月には1万1,310円、2015年の4月には1万1,038円まで下がっていったのです。今は、60キロ8,000円から1万円程度の生産者米価と言われていて、こんなコウノトリ飛ばす

なんてもちろん稲作が継続できなければできないことですし、そのことをここで数値としてつかみたいと思います。この件はこれでいいです。次進んでいいですか。

（委員長）その前に、環境課長から。

（環境課長）大変申しわけありませんでした。売却単価ということですが、まず毎年単価が変動するわけですが、平成26年度につきまして主なものを申し上げます。アルミ缶が119.3円、ペットボトルが17.4円、新聞が8.6円……

（菅野）これ1キロ。

（環境課長）1キロ当たりです。全て1キロ当たりでございます。段ボールが8.8円、金属類が10.1円でございます。

（菅野）そうすると、古新聞の1カ月分ぐらいの袋、古紙袋に入れた1袋は幾らぐらいする。5キロ以上あるよね。すると何キロあるのか。そういう言い方をしたのです、前の委員会では。古新聞1カ月分が幾らですよという、そういうふうに前の環境課長は報告では言っていますけれども、ではそれはわからない。

（環境課長）5キロですと43円になります。

（観光戦略課長）ご質問の花のコミュニティ事業の中で、鴻巣公園は植栽をやられているかということですが、さくら商店会が実施しております、この事業の中で。

（菅野）非常にきれいにいつも咲かせてくれていて、あそこへ行くのが楽しみで、ほかのウォーキングコースもありますけれども、あんなに花の植わっているところはありませんから。こっちは、市役所で市が管理しているからあれですけれども。あれって、咲いている花を植えるだけにしても肥料代やら非常にお金がかかると思うのですけれども、3分の2でどれぐらい個人的に出しているでしょう、商店街が。

（観光戦略課長）約ですけれども、総額で12万円ほどかけておりますので、4万円程度商店会の負担ということになるかと思えます。

（菅野）では、次85ページ。人権啓発事業についてお伺いをいたします。これは、部落解放運動団体が1団体減ったのは愛する会ですよ。去年

決算か予算で指摘しましたよね。報告書も出ていないのに予算を組んでどうするのだと言って、後継者がいないという……答弁したのか個別に聞いたのか、同和の運動団体の補助金、まずこの部分について1団体減った部分の経過をお聞きしたいと思います。まず、これをお聞きします。

(やさしさ支援課長) 事業名は、済みません、人権啓発事業ではなくて人権施策推進事業のほうです。その中で部落解放運動団体への補助金交付ということで、26年度につきましては1団体減ったということで、菅野委員もご理解いただいていると思いますが、愛する会、こちらのほうは活動はするけれども、補助金は要らないという申し出がありまして、それで交付していないということでございます。

(菅野) 本会議場で竹田氏がなぜ運動団体の人数によって一律の補助金ではないのだと言ったら、活動内容が違っていて、いつもそういう答弁ですけれども、私は今回とらなかったけれども、情報公開で運動団体の活動をとったらみんな同じです。独自活動なんてほとんどなくて、どこかの講習会に行った。職員まで一緒に行ってお金を払っているのではないかと思うのですけれども、ほとんど内容は一緒でした。解同なら解同、どこかの運動団体の講演なんかあって、もう動員です。ほとんど同じ感じで、結局は、本会議場で言えるかどうかあれですけれども、合併したときの鴻巣、吹上……川里はあるかどうか知りませんが、そのときもらっていた額をそのままよこしているということでしょう。そういうことですよ。別に人数によって、運動によって決めているわけではないですよ。そういうふうにちゃんと事実どおり答えられないものでしょうか、本会議場で。

(市民部長) 合併前の話が今出ましたけれども、私も合併前の古い時期、時代の話はよくは存じていませんけれども、合併前の1市2町それぞれがそれぞれの地域の活動団体と、長い歴史といいますか、長い年月の中で調整、協議をしながら活動量に応じた補助金をそれまで出していた。それを合併を機に踏襲をしているということございまして、本会議場でも委員会の席でも活動量に応じた補助金を交付するということございます。

以上です。

（菅野）だから、活動量は変わりませんって、情報公開でとっても。どこどこへ行きましたと、ほとんど同じです、活動量は。だから、活動量ではないと言うのです。だから、合併したときのいきさつをそのまま持ってきていますということは、もうやめてもいいということでしょう。誰も差別の中に、同和差別なんて5本の指なんか入りません。今若者がそれこそ仕事がなく4割も非正規で、そういうところの差別のほうがよく人権の中でいうと弱者差別になっているので、国の同和のほうでなくなったのにいつまで続けるのかと。下の人権啓発事業も含めてですよ、いつまで市だけが同和にしがみついているのかと。国もなくして県もないと言っているのに。2ちゃんねるでどうこう言う。2ちゃんねるで何か言うたびに補助を出したら大変なことです。前は、年中2ちゃんねるで言うからなんて言っていましたよ。私は、コンピュータわからないけれども。これは、やめることはできませんか。いつまで続けるのか。死に絶えるまで続けるのですか、では。同和の方から要求がなくなるまで。お聞きします。

（市民部長）本会議場でも同和対策という部分につきましては市の人権施策、その中の人権教育であり、人権啓発であり、同和問題だということで、今後とも事業推進をしていくというようなことを私は答弁させていただいたかと思えます。今の委員さんの質問では、差別はないということをおっしゃっておりまして、私どもは精神的な差別がまだ残っているのではないかというような、結婚問題にしても、例えばよく言われるのは同和土地問題というのですか、この地域は同和地域だから不動産の価格、土地の価格がどうのこうのという、そういった心理的な差別はまだ残っているのだというふうな認識がございますので、そういう点では差別が残っているという以上は活動団体とともに連携しながら差別の解消に向けていきたいというふうに考えております。そういう意味では、まだ補助金のほうは支出をしていきたいというふうに考えています。

（菅野）資本主義が続く限り差別はなくならないです。弱肉強食でもうかる人はもうけ、貧乏人はさらに困窮する中で。とにかく差別の中、5

本の指の中に国民が同和差別なんて入れない中で、心理的差別なんて実害もない差別を差別と言い、ではあなたの頭の中であの人は美人だ、この人は不細工だと差別しているか。そんなところまで心理的差別なんて言っていたら、それをお金にかえるなんていうことは現実にできないわけですから、もうこれは部長に幾ら言っても答弁来ませんので、同じことを言っていますけれども、いつまでもこういう施策をやっている限り公正、平等な市政とは言えませんので。現に5本の指に入りません。身障者差別だの高齢者差別だの、そういう差別のほうがよほど多いわけです。学歴差別なんて見てください。経済に即決しているではないですか。それから、では次、未来議会についてお聞きしますけれども、これもやさしさ支援課がやっているわけですが、学校にお願いするのについて、自由に意見を言っているのだよというお願いにならないのか。例えば例として地域の産業、何だかんだというのと、いつもなんで子どもが地域の産業や市のことを言うのかなと、何でこんなに塾に行かなければ勉強がわからないのだと、何でお母さんが朝御飯のときも来れないようで、必死に働かなくては大変なのだよとか、何でそういう子どもの切実な声が出ないのかと思うのです。先に例えばこういう枠組みで言ってくださいと誘導しているのではないですか。本当の子ども議会というのは、子どもの悩みが出て当然だと思うのです。遊ぶ場所がないと。あるとき馬室南中に行っている中学生の子が、バスケットの何かのところが壊れているのだと、何とかしてくれと言った未来議員がいて、あっという間に直りました。教育委員会が予算請求しなくてもあっという間に直りました。ああいう子どもの切実な要求が通る、そういうふうにならないか。これって例示しているのではないのですか。

(やさしさ支援課長) 私どもで中学生を対象として未来議会を開催しているところですが、学校を通して未来議会の議員を選出してもらうと同時に、質問テーマについてこちらで枠を決めて、それでお願いしているわけではないのです。あくまで例示であって、こういうことがありますねということ、それをしないと何を質問していいのかわからない。例えば環境問題についてとか、そういう漠然としたものになってしまい

ますと子どもは何を質問したらいいのかわからないというのがあると思うのです。ですから、うちのほうで掲げているのはあくまで例示であって、その中でもまたその他としていろんな、例えば防犯、防災、マナー違反だとか鴻巣市の将来だとか、そういうものも例示しているのです。ですから、あくまで質問のテーマを制限しているものではありません。それで、先ほど菅野委員がおっしゃったとおり、子どもの切実な意見としてバスケットのあれが壊れていたとか、だからそういう意見が言える場なのです。そういうふうにご理解いただきたいと思います。

以上です。

（菅野）その例示をやめなさいと言っているのです。現場で聞いたら、市のほうからこういうのにと言ってくるから、官僚主義で、どんどん下へ行くと例示がこれについて言いなさいになってしまうのです。あるとき赤見台選出の、市会議員の息子だったのです。格好いい息子で、お父さんも格好いいけれども、赤見台選出の未来議員が去年の未来議会で言いました。近隣公園に病院を持ってくるときに、自分たち部活に使っているのですけれども、これはどういうことですかと未来議会で発言しました。そういう自分の切実な要求に従って言ってこそ子どものための議会だと思うのです。鴻巣の産業がどうだ、花と人形はどうですかと、例示が現場へ行くとその範囲で言いなさいになってしまっているのです。いつも同じような質問する子がいるではないですか。花と人形とか、どうなっているのだとか。そうではなくて自由ですよと言えば、今の子の情報と発想はすごいです。私たちの想像を超えていますので、今後は発言は自由で、自分の生活感覚から出た一般質問にしてくださいと言えば、あれは見に来る値がありますけれども、去年も見ていても値あったのは本当に1人か2人だなと思いました、切実な要求で発言しているのは。せっかくの議会ですから、全国が注目するような、テレビカメラが入るぐらいのような、金かけないで宣伝できるようなのを部長の力でやりませんか。部長。

（市民部長）まず、制限をしているということは、課長が申しあげましたとおりありません。あくまでも例示であって、白紙の状態が出てくる

のはなかなか難しいかなということで例示をさせていただいております。その辺につきましては、今後とも誤解がないように学校を通して未来議会の議員さん、中学生には説明をさせていただきたいと思います。そういったことでよりよい未来議会となるようにしていきたいというふうに考えております。

（菅野）では、27ページ、下から6つ目ぐらい、旅券事務交付金とかあります。公的個人認証事務処理交付金とか旅券事務交付金362万7,000円、ここはパスポートですよ。パスポートが461件と書いてあります。27ページです。パスポートが書いてありますけれども、あれって駅前の場所になればいけませんか、市民活動センターに。あそこは、とてもいい場所だから、観光協会があっちにあってもいいけれども、いわゆるサテライト観光協会ってあそこにあつたほうがよっぽど役割を果たします。もともとは、吉見屋さんが廃業する、廃業しなかったではないですか。廃業すると言って、お金を何億円もかけてあそこを買ったわけですから、それで無理やり観光センターにしたわけで、パスポートセンターって総務課あたりでできませんか。どこかに視察に行ったら、総務課でパスポートはやっていました。みんなに言わせれば、5年か10年に1回しか申請しないものを、何も駅前でなくても市役所でいいよねという声があるのです。そうすると、あそこでもっと有意義に使える道があると思うのです、多大な税を投下して。どうしてもこれって駅前に置かなくてはいけないのでしょうか。市役所でやって、あそこをもっと有効な活用というふうにはならないのでしょうか。パスポートセンター。

（市民課長）パスポートセンターは、駅前になくてもいいのではないかということですよ。一応今のところ押さえている数字ですと、年間1万8,500程度の人が利用してまして、市民サービスコーナーも兼ねておりますので、お勤め帰りとかお買い物でたらとかという利便性を考えて駅前に置いていると思います。利用者がこれだけいるということになりますと、やはり夜7時までやっているという利便性もありますので、駅前がいいのではないかなと思ってはいるのですが。

（菅野）5年と10年と両方あるのですか。選べるのですね。5年か10年

に1回で、これって役所に来るのは不便ですか。1年に1回書きかえなくてはいけないとかというのならあれなのですけれども、人数は確かにほかの市からも来るでしょうから、鴻巣だけとは思えません。とてもいい場所を5年か10年に1回しか行かないのに使うのはもったいないねと市民から寄せられる声があるのです。これについては、認識したことはありませんか。

(市民部副部長) やはり第1点は駅近、それと交通の便というところもございまして、やはり適切な場所に配置されている関係もあって相当な件数の実績もあるのかなというふうに考えております。活動センターの利用等につきましては、現在総務部のほうの所管でもございますので、長期にわたって今後将来どのようにしていくのかというのは、そういった施策の中で検討されていくべきかなというふうに考えております。以上です。

(菅野) これこそ部長に聞きますけれども、今の副部長の答弁だと駅近で便利だと。では、市役所が駅前に行ったらもっと便利です。結局売れないから、保留床、商業型再開発事業なのですから、何回言っても市長は認めませんけれども、本来は商業方に売ります、床を。売れないから、ろくに努力もしないで市が買い取って図書館を入れたり市民活動センター入れたりなんなりして事業の採算合わせをしたのではないですか。E地区がやったから、今度の駅通り地区は努力もしないで空き地、空き地ですよ。保留地でも何でもありません。1,850平米の高齢者施設が出ないと言え、そこも今度買えと言いつけているわけで、本来あそこはそういう施設ではなくて商業型施設として再開発事業を成功させるべきものを行ったわけで、便利だというなら市役所が丸々駅前に行けばいいということになりかねないわけで、やはり採算が合わないでどうにかしなくてはならないと、建ててしまったものは認めませんけれども、便利だというのを、それは便利です、市役所が駅前に行けば。図書館も何もかもどんどん駅前へ持って行って。資源の有効利用と税の投下の有効利用という面で部長はどう考えているのか。

(市民部長) ただいま副部長のほうで駅近で非常に便利だというような

ことを答弁させていただきました。確かに市役所という考えもあるかもしれませんが、便利な部分では、例えばですけれども、北鴻巣駅を利用している方、吹上駅を利用している方、その方々も鴻巣駅で下車して市役所へ行くよりは近く、便利なところにあるのだというふうに私もは理解をしております。

以上です。

(菅野)最後に、15ページの市民税の部分で、個人市民税は0.4%減、市でもその原因はコストの削減や企業給与が厳しいなどということが言われていますけれども、この年は4月から消費税を入れられた、5%が8%になった年ですので、市民にとりましても……3%、5%のときはまだ駆け込み需要ってやる余力はありましたけれども、5%が8%のときはあったのか、建物とか大きいものの場合にはあったかもしれませんが、日常的なものはとても次々買い足しておくよなんていう状況はなかった。それだけ国民の生活が大変になってきている実態だったわけですから、消費税の導入を含めまして市民生活にどのような影響があったと全体で捉えているのか。この部門の担当のところではわかる範囲であれば教えていただきたいと思います。

(市民税課長) それでは、お答えいたします。

平成26年の4月に消費税が5%から8%ということになりましたので、この個人市民税の後に法人市民税のところでもちょっとお答えさせていただきましたけれども、要は4月に消費税が上がるということですので、ある程度駆け込み需要があり、その辺の法人、事業所、会社についてはある程度利益を生んだかとは思われます。この個人市民税というところについては、やはり市民の皆様は5%から8%にふえたというところで若干の、例えば買い控えのようなところもあったのかなとは考えております。

以上でございます。

(菅野)国保なんかで論議するにしても、北海道とかいわゆる過疎のまちなどは大変財政が困難で、国保税なんか多くの市民が、何割も滞納するほど生活困窮に陥る財政ですけれども、首都圏の場合、ここだってサ

ラリーマンが多くて給与からどんどん差し引いて税金が入るわけですから、大変といっても財政上はそんなに毎年こんな行ったり来たりするほどどんどん、どんどん下がるといえることはありませんよね、税収が。前年度より1割も2割も一気に下がるということはありませんよね、勤労世帯ということ。でも、そんな中でも高齢者がふえる中で、もう節約のしようがないというのは、第一年金は自公政権は30年間どんどん減らしていくということですから、そんな話はないですけれども、とにかく節約の度が3食を2食にするか、2.5食、1食分はそこらにあるもの、朝の残りとかをちょこっと食べるだけで我慢をする。朝のおかず3品のうちちょこっと残しておいて、昼はそれとパンを1切れとか残り物、そんな人が往々にしている状態なのです。だから、こういう状況の中で貧しさ、市民の困難な部分というのをどう施策に反映する努力がされているのか、最後にお聞きします。

(市民部長) 市民部といたしましては、適正な税の課税、そして公平性を保つ徴収、そういったことに関しまして日々努力をしておるところでございますので、答弁としてはこれくらいしかできません。

以上です。

(委員長) では、暫時休憩いたします。

(休憩 午前10時01分)



(開議 午前10時18分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(羽鳥) それではまず、15ページに関連するところで、議運の資料のほうでいただいた税の滞納者の差し押さえ件数と差し押さえ内容についてなのですが、平成23年度に203件、24年度に258件とふえた後、25年度222件と減っているのですが、26年度においては343件と大変ふえておるのですが、その動向について内容をお聞かせいただきたいと思っております。

(収税対策室対策室長) ちょっと資料をあけますので、お待ちになってください。

まず、差し押さえの動向につきましては、そのときの担当者の動きにも

よるのですけれども、今現在差し押さえの中心となっているのが預金、貯金、保険、これを一応主に収税対策室のほうでは行っておりまして、それで昨年10月に1名職員をふやしていただきまして、それともう一つ、ある程度うちのほうの平均年齢もちょっと高くて、45歳ということで、かなり高い課の中の平均年齢ということで、差し押さえ、預金等になりますとやはり外へ出ることも多く、金融機関に調査に行ったりとか、やはりリアルタイムに動いていただかないといけない部分がありまして、その部分で少し職員の若返りを図っていただきたいということでお願いをしまして、今現在、4月1日現在では38歳まで若返りを図っていただきました。

それとあと、今県のほうに1人、6月から11月末まで、個人県民税対策課というところがあるのですけれども、これは埼玉県の中の職員がある程度いろんな市町村から出向しまして、それと実際県の職員と一緒にあって、高額案件を取り扱って、主に滞納処分、差し押さえとか搜索とか、そういったことを中心にやっているところがあるのですけれども、それについて一応11月末までですか、半年間研修のほうに派遣をさせていただいております。

その上で、26年度はかなり10月以降若手の職員が頑張ってもらいまして、かなり預金の調査が進みまして、当然預金、貯金、保険がどのようにわかるのという話もあるかなと思うのですけれども、実際預金なんかは携帯電話とか、そういったものを必ずご相談のときにお伺いするわけなのですけれども、その携帯電話会社のほうに照会をかけまして、実際取引している銀行とか、そういったものを調べまして、それで口座番号を見つけているというのが現状でございます。

それと、埼玉りそな銀行に限って言いますと、預金調査を一手に引き受けているところが川越にありまして、月に1遍こちらのほうから職員2人が出向きまして、その口座を調べに、当然70件ぐらいを抽出して行っているのですけれども、調査をしまして、預金口座を把握したりをしています。

保険につきましても全部保険会社、名立たる保険会社に全部照会文書を

出しまして、その人がヒットすれば、当然保険を持っているということになりますので、その保険を、保険の場合はすぐには換価はしないですけれども、一回差し押さえをして、納付状況、納税相談をした上で、その後の状況を見まして、余りに納付状況がひどいようであれば、換価をさせていただくというような形になっています。

ことしになってからは、預金につきましてはインターネットの関係の銀行、例えば楽天銀行だとかソニー銀行だとか、その辺のところの調査もことしからは新たに始めさせていただきました。

以上でございます。

(羽鳥) そうしますと、26年度は343件と非常に差し押さえの件数ふえたわけなのですが、これは滞納額がふえたのか、それとも徴収の効率が上がったのか、どちらなのでしょう。

(収税対策室対策室長) 今のご質問ですけれども、実際収入未済額という額が決算書にも載っているかと思うのですけれども、収入未済額の推移で申し上げますと、国民健康保険税を除きます収入未済額については、平成22年度の決算のときは10億4,000万ぐらいありました、収入未済額が。それで、23年度になりまして、9億1,700万、それと24年になりまして8億8,000万、それと25年度が約8億4,000万、26年度末につきましては7億7,700万という形で収入未済額のほうは減少の一途をたどっております。ゆえに、一応滞納額としては増加はしておりません。

以上でございます。

(羽鳥) そうしますと、厳しく徴収し、効率が上がったというふうに理解をさせていただきます。

その上で、この表の中で、その他の債権ということで5件ばかりあるのですが、預金、貯金、保険など、また不動産、動産のほう以外では何があるのか、お聞きをいたします。

(収税対策室対策室長) 年度によってちょっと若干違うのですけれども、平成23年度につきましては6件ございますが、これにつきましては出資金、未収金、未収金につきましては不動産の売買をした会社の分の実際に払うべき金額のほうを押しさえさせていただきますして、税のほうに充て

させていただきました。24年度につきましては、やはり賃料債権と出資金でございます。この出資金というのは農協の出資金でございます。25年、26年度については、出資金と賃料のみでございます。以上でございます。

（羽鳥）そうしますと、不納欠損まで約5年あるわけですね。その5年間の間にどのような形で取り立てというか、差し押さえをしていくか、または未収額を徴収していくかということについて、この点について最後お聞きいたします。

（収税対策室対策室長）収税対策室としましては、5年の時効というのがありますけれども、実際のところ、正直言わせていただいて、1円たりとも不納欠損にはしたくはないのですけれども、滞納者の生活状況とか、行方不明になってしまったり、それとやっぱり一番大きいところでいいますと、市外に転出された方なんか当然たくさんいらっしゃるわけですが、当然そういう場合に実態調査を相手の市町村にかけて、実際勤務先を把握したりとか、市町村によっては、預金があれば預金とかも教えてもらえるのですけれども、実際その辺のところ、もう鴻巣から出ていってしまうと、その先の把握がなかなか難しい。それで、市内の方については当然、出す文書はそれぞれ全員の方同じ督促状を出して、納付がなければ催告書を出して、それで、それでもなければ差し押さえ予告なりを出して、それで財産がわかれば、例えば給与を差し押さえしますよとか、不動産を差し押さえしますよとか、預金を差し押さえしますとは言わないのですけれども、その辺の一応文言を入れた上での差し押さえ予告を出しまして、それで納税のほうをしてもらうように促すのですけれども、それでもやはりなかなか全く連絡の来ない方いらっしゃいまして、それについては何とか、先ほど申し上げたような、ほかの市町村に実態調査とかをかけまして、財産の把握に努めているのですけれども、実際県内で申し上げますと、臨宅徴収というのを2人で行っているわけなのですけれども、その中で実態を見てきてもらう、県内ですね。県内の市町村の方であれば、実態をつかんできていただいて、中には不動産取得していたりとか、そういった方もいたりしまして、その

上で、その辺のところがわかれば、それを差し押さえさせていただく。それと、やはり預金がどうしても調べると、実際少額な口座とかも見つかったりもしますので、その場合にはその少額の口座を差し押さえをしまして、時効の延長を図る。それとあと、納税相談に来られた方については、やはり当然いろんな状況が納税者の方ございますので、やはりすぐに納付できないとか、そういった形であれば、納付計画を立てていただいて、分割の相談をしていただく。それと、納税誓約書と、一応債務の承認という形になりますけれども、納税誓約を紙でとらせていただいて、それでまた時効をとめるというような形で時効管理のほうをさせていただいています。

以上です。

（羽鳥）転居した場合は、住民票を拾っていけば、次の市町村のほうに届くというか、そこまで追っかけていけると思うのですが、住民票すら把握できない方も中にはいらっしゃるのでしょうか。その確認をさせていただきます。

（収税対策室対策室長）やはり把握できない方も実際いらっしゃいます。それで、例えば私昨年県内の実態調査というのを、一応全国ですね。全国に転出されている方に実態調査を相手の市町村のほうに出したりしたのですけれども、これは必ず年1回、担当者必ずやるように話はしているのですけれども、1年で3回引っ越している人とかもいまして、なかなかその先、引っ越すお金がどこにあるのだろうなと思いつながら、やはりかなり引っ越されている方が多いので、なかなか把握し切れない部分もやはりあります。

以上です。

（羽鳥）それでは次に、25ページ、上から4番目なのですが、クリーンエネルギー自動車等導入補助金なのですが、鴻巣市はリーフとミニキャブを購入したということなのですが、このような事業があるということは、市民への環境に配慮した、そういう啓発を行うべきだというふうには思っておるのですが、この影響で実際に市のほうの環境に配慮した車、クリーンエネルギーの自動車がふえているかどうかという動向が把握さ

れているかどうか、まずお聞きいたします。

（環境課長）ただいまのご質問でございますが、市のほうでは電気自動車を導入したのが平成26年度でございますので、充電設備も26年度の設置でございます。そういったことから、市内での電気自動車の普及につきましては、現在のところ、まだ把握してございません。

以上です。

（羽鳥）それでは、注目の駅の東口の4階でしたっけ、EVの充電器、その稼働状況についてお聞きいたします。

（環境課長）平成26年度の利用状況でございます。利用件数といたしましては、1年間で1,488件、利用者数で申し上げますと670名でございます。

以上です。

（羽鳥）他の市町村と比べまして、この稼働状況はいかがなものなのでしょうか。平均的に使われているかというふうには理解したいとは思っているのですが、近隣の市町村と比べてみて、立地条件も、普通でしたら市役所前に設置するのが当然なのですが、鴻巣市においては利便性を考えて、駅の駐車場にされたわけなのですが、その意図が当たったかどうかも含めて、お聞きをいたします。

（環境課長）ただいまのご質問でございますが、先ほどのご質問と同様でございますが、まだほかと比べてどうかというふうなところにつきましても、まだこれから調査をしたいと考えております。ただ、設置場所はかなりいい場所でございますので、利用件数から見ましても、かなり利用はされているというふうに認識しております。

以上です。

（羽鳥）では、この点最後に、購入されたリーフとミニキャブ、これをどのような部署で使われているか、お聞きさせてもらいます。

（環境課長）現在は、環境課のほうで2台とも管理をさせていただいております。ただ、もちろん他の部署の方も使えるような形で開放しております。なお、ミニキャブのほうは電気自動車ということでラッピングをしてありますので、電気自動車の普及の啓発にもつながりますので、

多くの方に使っていただきたいというふうに考えております。

以上です。

(羽鳥) それでは、31ページ、5の農林水産業費の県補助金の中の一番下の野菜産地強化整備支援事業の補助金なのですが、こちらのほうの使われ方、ちょっと説明をまずいただきたいと思います。

(環境経済部副部長兼産業振興課長) ご質問の野菜産地強化整備支援事業補助金でございますが、これは平成26年度から埼玉県が始めました野菜産地強化整備支援事業、埼玉県野菜もりもり大作戦というネーミングがついているのですが、この事業といたしまして、埼玉県産野菜の生産拡大や高品質化に必要な生産施設、機械の整備を支援することが目的となっている事業でございます。県費補助として2分の1の補助になっております。取り組みにつきましては、市内の1団体と1法人が昨年度補助を実施いたしまして、補助事業を展開している状況でございます。以上です。

(羽鳥) この1団体、1法人に補助金出したわけなのでしょうけれども、これによって地産地消がいかに深められたか、また学校給食などに、鴻巣市内に直接影響するような購入のようなものが促進されたかどうかをお聞きさせていただきます。

(環境経済部副部長兼産業振興課長) この事業そのものが1法人と1団体でございますけれども、いわゆるネギの生産というふうな形で機械等を導入いたしておりまして、1法人、1団体ともネギの機械を導入しているわけなのですけれども、羽鳥委員さん言われるように、地産地消でどうかというふうなことでございますが、今回たまたま川里の農業生産法人がこの補助を展開しておりまして、いわゆる学校給食で長ネギ等を地元の学校で提供しているというふうなことは学校給食を管理しております栄養士のほうからは聞いております。それと、地産地消に結びつけてということでございますが、いわゆるJA鴻巣市さんのほうからの話からしますと、いわゆる深谷ネギが有名でございますけれども、かなり非常にできばえがいいネギだというふうなことを聞いております。いわゆる鴻巣産のネギということで、鴻巣ネギというふうな形の生産を拡大

していくというふうなことで、団体につきましても、法人につきましても、かなりの作付もしている状況でございますので、ネギにつきましても長い期間の栽培作付期間がございますので、利用についてはかなり地元産のネギとして、学校給食、あるいは何かの機会、いわゆる農業フェスティバル等でもいろいろ地元の長ネギがとれたというふうなことで、直売等もお願いしている部分もございますし、団体としてはやはり補助を使っていろいろ地産地消、あるいは何かの関係で学校給食に提供があった場合には提供していきたいというふうな話は聞いております。以上です。

（羽鳥）非常にネギのほうでは成功したというふうに理解させてもらうのですが、今後、ほかにも野菜ございますよね。特に鴻巣市内キュウリとかナスとか、いろいろ北埼玉…のほうでも野菜つくっていますので、そのような方向にこの補助金を広めていくというようなことは検討されていないのでしょうか。

（環境経済部副部長兼産業振興課長）県の27年度予算の中にでも埼玉県産野菜の拡大というふうなことで予算を計上している状況でございます。実際にネギだけではなく、羽鳥委員さん言われるように、かなりいろいろ、川里でも園芸作物の団体等がございますし、また大豆もやりたいという農家がお話を聞いております。これらの事業についてもやはりいろいろひもつきな部分がございますして、認定農業者だったり、あるいは法人だったりとかというふうなくくりがございますので、その辺の個人的に経営されている方はかなりの目標面数、2ヘクタール、3ヘクタールとかという莫大な、個人的に作物を作付していく場合にかなりの目標、補助金を受けるからにはその辺のちょっと制限がございますので、その辺のものを整備されるというふうなことで、補助対象として結びつけていくのには、産業振興課のほうの窓口と県の農林振興センター等の協議の中で進めていきたいと考えております。以上です。

（羽鳥）それでは、33ページの3、委託金の中の1の総務費委託金の中の地域人権啓発活動活性化事業委託金なのですが、説明のほうでは4小

学校に配られているということなのですが、人権の花運動について説明をまずいただきたいと思うのですが。

(やさしさ支援課長) この人権の花運動なのですが、26年度が初めではなくて、その前からずっとやっているのですけれども、これは人権擁護委員、組織としては鴻巣市人権擁護委員会、そちらのほう为主体となって、活動の中で持ち回りで小学校を回って、子どもたち、小学校ですから、児童ですよ。児童に人権の大切さ、花に水をやること、花を育てることを通して人権の大切さを教えていこうと、そういう考えから始めておりました。26年度からは、今度は国のほうの委託として始めることになりました。したがって、予算の執行については市の会計を通してやるということになった関係で、こういう名目が変わったというふうなことでございます。

(羽鳥) そうしますと、担当課のほうでは内容については、結果としては把握していないのでしょうか。

(やさしさ支援課長) 私ども事務局として動いておりますが、人権擁護委員と一緒に各学校を回って、人権の花運動のお手伝いといいますか、やっているわけなのですけれども、実施した学校についてということですか。

(羽鳥) そうしますと、花に水を上げて人権の大切さを啓発することなのではしょうけれども、ちょっと、まずもって講義のようなものがあつた上で花に関連して人権の大切さを啓発していくのだったらわかるのですが、花に水をやるだけで人権の大切さを学ばせるというのは非常にちょっと難しいかなというふうに理解せざるを得ないのです。そのところをちょっと説明願います。

(やさしさ支援課長) 花植えのときに人権擁護委員のほうから人権の大切さについて一言触れるわけです。花を大切にしましょうということで、またこういうステッカーもあるのですけれども、プランターにそのステッカーを張ってもらって、そういったことを通しながら人権の大切さを意識してもらおうという試みでございます。

(羽鳥) そうしますと、鴻巣市内の小学校はほぼ1周終わったのでしょ

うか。どうでしょうか。

(やさしさ支援課長) 今年度の予定なのですけれども、赤見台第一小学校、それから赤見台第二小学校、それと小谷小学校、屈巢小学校の4校を予定しております。それで、あと残った学校ですけれども、吹上小学校、大芦小学校、それから共和小学校、これについては次の年度に実施したいと考えております。

以上です。

(羽鳥) これは、中学校のほうには派生しないのでしょうか。

(やさしさ支援課長) 人権の花運動につきましては、小学生を対象として実施しているところなのですけれども、中学生というのはまだちょっと聞いたことはないのですけれども、できるだけ年齢的に小さい段階で、心を育てるということが中心になるかなと思うのです。そういった意味で小学校で実施しているというふうに認識しております。

以上です。

(羽鳥) ちょっと私の心配する点では、やはり中学生になりますと、うちのほうの川里地域なんかは小中一貫で今いじめをなくすために6年生と、あと中学校の3年生をつなげているということなのですが、やはり中学校からいじめが大変ふえてくるのですよね。その中1ギャップのときの心配が一番大きなものですから、そこにおいて、いじめをしないように人権をよく子どもたちに知らせるということが必要だと思ったものですから、中学校にないのかなと、そちらのほうに行く可能性がないのかなというふうに今思ったわけなのですが、なかなかちょっと小学校のうちに人権といっても、なかなか児童のうちに教えても、どういうふうに子どもたちが理解されるのか、ちょっと私も不安だったものですから、今お聞きしたのですが、そういう点についてどのようにお考えか、最後にお聞きいたします。

(やさしさ支援課長) 人権という言葉ですけれども、なかなか大人でもわかりづらい、そんな意識していない限り、そういう言葉を思いつかないかと思うのですけれども、小学校の小さいころから、人に対する思いやり、それが非常に大切になってくると思うのです。思いやりがあれば、

いじめもしないだろうと、そういうことにつながるわけなのですからけれども、その意識づけですよね。それを人権という言葉であらわしてはいますけれども、人権という言葉を使いたくはないのです。人を大切にしよう、そういう心を育てる、それが必要になってくるかなと思うのですけれども、そういった意味で小学生のころから、人権教育という言葉もありますけれども、それを重点的に行っていかなければならないのかと考えております。

以上です。

（羽鳥） それでは、35ページの2の利子及び配当金のほうの下の方のほうの鴻巣フラワーセンター株主配当金なのですが、これ55万2,000円となっておりますが、最近はずっと55万2,000円ぐらいの配当金だと思うのですが、このセンターのほうの経営状況のほうを把握されているかどうか、まずお聞きいたします。

（環境経済部副部長兼産業振興課長） フラワーセンターの経営状況につきましては、ちょっと私どものほうでは把握はしてございませんけれども、一応ちょっと当時建設等のかかわっていた状況の中で産業振興課のほうで配当金等の部分で歳入として55万2,000円ほど株主配当いただいているわけなのですが、事業報告的には26年度の純利益等の決算概要等は、フラワーセンターのほうの決算報告というふうな形で、ちょっと部長等が出席している会議の中で資料提供はいただいておりますので、その中で営業の概要に関する事項とか、事業概要とかの中で貸借対照表とか損益計算書とかはいただいている状況でございます。

以上です。

（羽鳥） そもそも出資金は幾らだったかお聞きするのと同時に、出資者のほうで鴻巣市はどのぐらいの位置づけだったかをお聞きいたします。

（環境経済部副部長兼産業振興課長） 一応平成14年9月に花卉卸売市場としまして、地方卸売市場鴻巣フラワーセンターとしてオープンしている状況でございますけれども、会社概要としまして資本金が3億5,000万というような形で、当時出資者として鴻巣市、鴻巣花き株式会社、埼玉りそな銀行、埼玉縣信用金庫、群馬銀行、JA鴻巣市という出資者の状

況は確認しております。

以上です。

(羽鳥) それでは次に、同じ35ページのすぐ下なのですが、4の衛生費の寄附金です。環境にやさしいまちづくり寄附金なのですが、6万円ということなのですが、これどのような用途のための寄附金かをまずお聞きいたします。

(環境課長) こちらの用途ということなのですが、こちらの基金は自然と共生する環境の保全に必要な社会経済システムを構築することなどを目的とするものでございます。

以上です。

(羽鳥) これ1万円が1件と5,000円が10件ということだったのですが、これ法人、個人、どちらからの寄附金なのでしょうか。

(環境課長) 全て個人の方からいただいたものでございます。

(羽鳥) このような寄附をいただいた場合は、その寄附の使い道とか、そういうのは後々説明とか、そういうのもあるのでしょうか。その寄附者に対して。

(環境課長) 寄附をいただいた方への説明、個別の説明というのは今のところ考えておりません。

以上です。

(羽鳥) 非常にちょっと私も勉強不足で、ああ、あつたのだなと思って見ておるのですが、このようなところに関心を持たれている、市民の方だとは思いますが、そういう方に対して、もらいっ放しというのも非常に申しわけないといえますか、お礼状なんかも出されるのは当然だと思いますし、それが有効に使われたかどうかというのも非常に関心のあるような方だからこそやはり寄附されていると思いますので、そのほうのフォローをどう考えられているか、お聞きいたします。

(環境課長) 今この基金の残高がたしか二百何十万ほどございます。ちょっと正確な数字は今わからないのですが、ある程度の額になりましたので、今後それをどのように活用させていただくかというのは検討していかなければいけないというふうに考えております。それと同時

に、今ご指摘いただきました貴重なご寄附をいただいた方へ個別でご報告させていただくのか、また別の方法があるのか、そのようなことも検討していかなければならないと考えております。

以上です。

（羽鳥） それでは、次の39ページ、2、衛生費受託事業収入の中の空き地雑草措置受託事業収入なのですが、これ私のちょっと記憶では年々額が下がってきているのかなと思っているのです。一時期単価の値上げもあったので、受託事業が減ったのですよという話もあったのですが、今空き家が非常にふえている状況の中で、このニーズは高まっているというふうに思うのです。それが今114万2,670円ですか、そのような額になっているものですか、実際にこれが、この事業自体が効率よく動いているのかなということをおちょっと心配して、質問をいたします。

（環境課長） 毎年、環境課のほうでは空き地の雑草に関して事務を所管しているのですけれども、空き地の雑草の苦情は毎年かなり多くの件数いただいております。そういった中で、まず最初にご自分で雑草の刈り取り等の措置をしてくださいというお願いをいたします。それでもご自分でできない場合は、市の委託制度もございますので、それをご利用される場合は、このような手続をしてくださいというご案内なのですが、そこでやはりご自分でできない方につきましては費用がかかってしまうわけですので、その辺でご利用いただける方というのがなかなか伸びないのではないかとこのように考えております。したがって、1度苦情が来まして、所有者を調べて、通知を出すのですけれども、まだやってくれないのかという催促といたしますか、繰り返しの苦情の連絡などもいただきますので、なかなかご本人が委託制度をご利用していただけないという、そういう背景があると思います。

以上です。

（羽鳥） 実際お金がかかるので、この受託事業を申し出できないという地権者の方もいると思うのですが、そういう方に対しての何か対応が市のほうでとれないのか、お聞きいたします。

（環境課長） 現在市のほうといたしましては、なかなかやっていただけ

ないお客様につきましては、繰り返し文書を出し、それでもやっただけでない方には電話連絡をさせていただいて、お願いをします。それでもまだどうしてもという方には職員がお宅まで伺って、お願いをしている状況でございます。場合によっては休日に、休日しかいらっしゃらない方もいらっしゃるので、そういった方には休日にお問い合わせしている状況もでございます。

以上です。

（羽鳥）結局はそういうふうに拒絶するお宅がありますと、その周辺の民家の方が非常に、市民の方が苦勞されるわけなのですよね。これがもう非常に喫緊の問題だなと思っはおるのですが、なかなか私有地ということなので、対応がとれなくて、個々の人間同士ではもう全く対応がとりようがないのです。ですから、行政の力をかりるしかないということでおるのですが、これは周辺の市民の方からの苦情が来た場合に、担当課としてはどのような形で対応することができるかをお聞きいたします。

（環境課長）市民の方からご相談や苦情があった場合は、すぐにまず現地を確認に行きます。そして、現場の写真を撮りまして、その写真を添えて、なるべく早く所有者を調査いたしまして、雑草刈り取り等の措置のお願いの文書を出しております。そこから先につきましては、先ほど申し上げましたとおりでございます、繰り返しの文書のお願い、電話でのお願い、それと訪問でのお願いということになります。また、最近では市外や遠方に所有者がいらっしゃるパターンが結構多くなっておりますので、そういった方につきましても非常に苦慮しているところでございます。

以上です。

（羽鳥）それでは、すぐ下のアライグマ個体分析調査業務受託収入なのですが、15頭分、6万6,150円とあるのですが、ほかに外来生物による市内の影響、ちょっとトラブルというか、ございましたら、その把握がありましたらお聞きをいたします。

（環境課長）ここに数字が上がっておりますのは、アライグマに限った

数字でございます。アライグマ同様、あと多いのはハクビシンですとかタヌキ、こういった生物の生活環境への被害や農作物への被害が多くあります。そういった場合は、わなを仕掛けまして、アライグマの場合は、ここでございますように、特別な動物病院へ搬送しまして、処分をします。それから、それ以外のハクビシンですとかタヌキにつきましては、処分することはできませんので、それは放獣しております。放すということですね。

（羽鳥）そうしますと、捕獲した上で、適切な場所に放すしかないということなのでしょうか。そうしますと、やはり荒川の河川敷とか、そういうことになってしまうのでしょうか。

（環境課長）今の質問のとおりでございますが、現実的には荒川の河川敷等で放しているのが現状でございます。

以上です。

（羽鳥）それでは次に、97ページの総合案内事業、窓口業務委託料についてなのですが、これは平成22年から始まったと聞いておるのですが、非常にやはりありがたい、市民の方が市役所に来て非常に、水先案内人といいますか、ありがたいシステムだと思っておるのですが、年々よくなっていると思うのですが、今度26年度から、今後の発展性という形でお聞きしたいのですが、まずもって人が足りているかどうかをお聞きしたいのと、理想としては担当課まで連れていけるような、そのようなサービスにしていければ、もっともっと市民の方の満足度というのが上がっていくというふうに思うのですが、その点いかがお考えか、お聞きいたします。

（市民課長）平成22年から開始している総合案内でございますが、総合案内については確かに市民の方に便利に使っていただいて、総合案内の担当も委託先業者がかなり教育ができていまして、広報を読み込んだりとか、パンフレット等を集めて、いつも勉強しておりまして、案内も不自由なくやっております。実際第二庁舎とか出先機関になりますと、地図を用意しておりまして、ご案内している状況です。あと、会議室とか、今ちょっと本庁のほうも改修等が入りまして、新館の案内も含めまして、

課の配置がいろいろになっている関係で、連れていくことも実際ございます。人数が足りているかということになりますと、今2交代制で、早番、遅番がございます。昼休みも当然1人はいるような形になるのですが、そのほか土曜日も午前中開庁しておりますので、1人張りついております。休暇対応として、委託業者のほうで4名用意していただいておりますので、いつも交代要員として来ていただいているので、今のところ人が足りないというイメージはないのですが、最悪市民課職員もお手伝いしておりますので、特に人員が足りないと感じたことはございません。非常に便利に使っていただいて、お褒めの言葉もいただいておりますので、今の状況で変えるという今計画はございません。

以上です。

（羽鳥）今回決算ということなので、27年1月から結局第二庁舎ができ上がったわけなのですが、そうしますと非常に私どもも、今度再編もあったものですから、庁内のほうの、それもあったので、わかりづらいのです。その上で新庁舎ができ上がって、それで新しく市民が来て、戸惑うということを考えると、やはり総合案内の方がいなかったら、全くもってどこへ行ってしまったらいいかわからないという状況の中、やはりプロパーで、市民課の方で張りついでいただいて、今よくホテルなんかのほうでもありますけれども、コンシェルジュのようなシステムを構築していかなければ、真のサービス業としては成立しないかと私考えるのです。だから、この26年度決算の反省の上で、27年度以降そのような形で、結局委託して来てもらっているのはわかるのですが、その方を効率よく使うのプラスやはり真のプロパーの人間も蓄積ができるように、問題も蓄積できるように、またいい部分のものも蓄積できるようにした形で、職員も何人か張りついたほうがいいのではないかというふうに私なんかは考えておるのですが、その点について質問いたします。

（市民課長）市民課職員も当然声をかけられますので、総合案内という形で、ほかの課をご案内することも当然ございます。コンシェルジュのようなということは、確かに理想ではございますが、今後住民からの要望等があれば、また考えていかなければいけないとは思っておりますが、

今のところそういった声も聞かれておりませんので、申しわけないのですが、現状維持と、あとは親切丁寧な対応ということで、これからもやっていきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

(羽鳥) それでは、ページ変わりました、191ページ、1、労働費のほうの技能功労者表彰事業なのですが、この中の表彰の内容なのですが、審査基準はどのようになっているのかをお聞きいたします。

(環境経済部副部長兼産業振興課長) 一応表彰の基準的なものの要綱がございますけれども、今回の技能功労につきましては平成26年3月1日にエルミこうのすのほうで5名の表彰者を表彰している内容になっております。具体的に、羽鳥委員さん言われるように基準的な形、鴻巣市技能功労者表彰要綱というものが平成23年3月31日付で要綱が設置されておりますけれども、実際に基準的なものになりますと、技能大会とか技能検定において優秀な成績をおさめられた方とか、すぐれた技能、資格を有して、後進の模範になっている方とか、技能功労表彰をする年の11月1日現在で現役の技能者としての従事しているというような表彰基準的なものは定められております。その中で一応各団体のほうに推薦のほうをお願いして、団体のほうから推薦が上がってきまして、審査会を実施しまして、審査会の中で被表彰者等を決定している状況になっております。中身は、技能功労としての肝心な職種は何かというふうなことになりますと、いろんな形で決められているものがございます。人形師とか大工、とび職、左官、板金工、屋根職とか、いろいろかなりの職種の技能を持っている方々に対しまして、表彰基準に基づくもので表彰を実施している状況でございます。

以上です。

(羽鳥) そうしますと、審査の体制はどのような形で審査する方の選定をされているのか、その点ちょっとお聞きいたします。

(環境経済部副部長兼産業振興課長) 一応功労者表彰要綱の中に審査会の設置というふうな形の条項がございます。その中で、審査会は委員5人をもって組織するという形になっておりまして、委員につきましては副市長、教育長及び部長等の職にある者の中から市長が任命して決めて

いるというような審査会の組織内容になっております。

以上です。

（羽鳥）そうしますと、多分野にわたる選考しなくてはいけないわけですね。そこにおいては、どのような形で審査委員の方が能力を発揮されるのかをお聞きいたします。

（環境経済部副部長兼産業振興課長）いわゆる技能功労者表彰につきましては、いろいろの、先ほど私言いましたように、各種いろんな職種に従事している方というふうなことで、団体のほうの組織のほうに推薦書をお願いしまして、推薦書が出されてきた中で、私先ほど言いましたように、いろんな資格を持っているとか、何かその辺の形で、推薦書の中に列記してあります表彰基準に合致したものの内容を審査いたしまして、審査会のほうで決定している状況でございますので、やはり職種がかなりいろいろございますけれども、専門的な職種の中で、例えばはりきゅう、あんま、マッサージとか、いろいろ資格ございますけれども、その辺のことについてはやはり、いわゆる団体等から推薦が上がってきた方を審査会のほうで審査しているという状況でございますので、ある程度長く携わってきた方ですので、技能功労に対しての表彰に該当するというふうな形で審査会のほうで決定をしていただいている状況になっているかと思えます。

以上です。

（羽鳥）それでは、207ページ、2の商工業振興費の中の市営駐車場管理運営事業なのですが、こちらのほうの土地は、借り上げ年数は何年ぐらいなのでしょう。それとともに、駐車場になってから何年経過しているかをお聞きいたします。

（環境経済部副部長兼産業振興課長）本町3丁目にあります鴻巣市営駐車場のパーキング・こうのすでございますが、過去のこの駐車場になったときでございますが、平成8年当時から、もうかなり古い状況の中で駐車場としてお借りしている状況でございます。

（あと、借り上げ年数は。土地の借り上げのの声あり）

（環境経済部副部長兼産業振興課長）実際にこの中にございます土地借り上げ料、14節でございますけれども、1,222万6,629円というものを土地借り上げ料としてお支払いしている状況でございます。

以上です。

（契約年数の声あり）

（環境経済部副部長兼産業振興課長）契約年数は、一応今回たまたまごとし、26年度、27年度で終了するのですがけれども、27、26、25、3年間の契約というふうな形で契約を取り交わしている状況でございます。

以上です。

（羽鳥）私もよく使わせていただいているのですが、やはり20年近い時間の経過とともに、非常にアスファルトを初め施設の老朽化が目覚ましいのですが、その改修の計画とか、そういうのはないのでしょうか。また、今後とも借り上げていくのかどうかというのもお聞きいたします。

（環境経済部副部長兼産業振興課長）羽鳥委員さんおっしゃるとおり、経年劣化でかなり部分的に、場所的には舗装等が傷んでいる部分ということは私どものほうでも認識しております。実際に土地の地権者、地主さんとの交渉の中で一応その辺の問題等もいろいろ協議している中で、使用に関していろいろ地主さんとの交渉の中で、その辺の問題はお互いに、市のやる部分、地主さんのほうがやる部分というような形で、過去から長い歴史のある駐車場でございますので、一応地主さんとの今交渉も、28年度に向けての交渉もやっている中で、いろいろな問題点も出てきております。それが過去においても担当のほうでいろいろ話をしていっている中で出てきている問題かと思えますけれども、今回路盤の大分傷んでいる部分については、今後どうするか、舗装の打ちかえをするか、どうするかというふうな部分につきましては今後、一応そういう問題も状況はわかっていますので、これから検討していきたいと思っております。

以上です。

（羽鳥）それでは、その下のほうのひな人形の街鴻巣PR促進事業なのですが、100万円補助金があるのですが、その内容についてお聞きするとともに、いかにして鴻巣市のこのひな人形を市内、市外にアピールして

いくか、そこを具体的にお聞きいたします。

（観光戦略課長）お答えいたします。

この事業の補助金につきましては、観光協会に対して支出している補助金でございます。観光協会主催のびっくりひな祭りの開催費用に全て充てているものでございます。このびっくりひな祭りを通して、鴻巣の人形のまちとしての知名度やらPRをしているという状況でございます。

以上でございます。

（羽鳥）では、ここで担当課にお聞きするのですが、やはりひな人形という、ライバルとして岩槻が上がってくるのですが、この間も新聞のほうで鷹狩り行列、まさに鴻巣と同じようなことをやっていくわけですよ。その上で、やはりさすが鴻巣市と、鴻巣市がひな人形のまちなのだと思えるような、差別化できるような、そのような戦略をお聞きいたしたいと思えます。

（観光戦略課長）なかなか差別化できる戦略といいますと難しいのですが、もともと人形産業というものは分業体制でやっております。鴻巣と岩槻、どちらも人形ということで今売り出しておりますけれども、もともとは鴻巣につきましては問屋ということで、要するに各部材をつかったものを鴻巣に集約して、ここで製品化をして、全国に出荷していたというまちが鴻巣で、岩槻といいますのはもともとは下職のまちだったわけです。それが戦後、下職のまちから小売を専門とする業者中心として人形が発展したというような経緯があるように聞いております。したがって、もともと鴻巣、岩槻、どっちが早いとか遅いとかという話ではなくて、分業体制で協力し合って人形を発展させてきたというのが岩槻と鴻巣の関係ということになるかというふうに思います。そういう中では、実際さいたま市でも今人形の、例の岩槻に会館をつくる、つくらない等でいろいろ話題になっておりますけれども、実際さいたま市の関係部署とも連絡をとり合って、協力体制といいますか、いろいろ資料のやりとりですとか、あるいはPRを相互にやったりということをやっておりますので、そういう意味ではお互いに協力して発展させていこうと

というような考えで今動いているところでございます。

以上です。

(羽鳥) 私も説明聞いていまして、ああ、共存共栄というものもあるのだなと思ったのですが、そうしますと鴻巣市と岩槻市で人形のまちとして、お互いに、より一層発展していく方向性で、最初の一步として何かできること、提案できるかどうかを最後にお聞きいたします。

(観光戦略課長) 今現在具体的なものは出ておりませんが、例えば産業観光館がオープンしたときに、大妻女子大学の人形の先生がいらっしゃるのですが、その先生は実はさいたま市の関係の人形会館の資料の整理ですとか、そういった保存関係にも携わっている方です。その方を講師に招いて講演会を開催したりですとか、あるいはこれからやっていく中では、さいたま市で持っているものというのは結局岩槻でできた人形だけではなくて、余り古いものはありませんので、結構いろいろな全国のコレクターから集めた資料が中心になっているのです。ところが、鴻巣というのは鴻巣の地元から昔からある人形ですとか、あるいは鴻巣の人形の歴史がわかるような具体的な文書等もありますので、そういったものを貸し借りをこれからするですとか、そういったことで共存共栄というか、人形の業界の発展あるいはPR、そういったものに役立てていかれるのではないかなというふうに考えております。

以上です。

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午前11時20分)



(開議 午前11時35分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(大塚) それでは、時間もお昼まで限りがありますので、一生懸命頑張ります。15ページになります。収納対策全般の話です。事業名というか、中身としては滞納の繰り越しについてであります。先ほど他の委員からも指摘がありましたが、この決算書の中では、例えば市民税個人、同じく市民税法人、また固定資産税、軽自動車税、都市計画税等が報告され

ておりますが、実際には歳出のページが飛んで95ページにも関連するのですけれども、あえてこの15ページでお伺いをいたします。具体的には滞納整理、徴収のためにはそれなりの担当の方がいろんなところに出向いて、多分実施をされているのだと思いますが、2つあります。1つは、収納のために当然納税者もしくは納税義務者のお宅に訪問しているのだと思いますが、その訪問状況について伺いたいと思います。例えば伺った結果、即効性があって、効果が出たとか、なかなか何か言っても解決に至らない、いわゆる長期にわたって事が進まない等の例があったら、どんな内容か伺いたいと思います。

(収税対策室対策室長) まず、ご質問の1問目の収納のための納税者の訪問状況ということで、26年度の実績のほうをまずお話しさせていただきます。

現在収税対策室のほうでは正規職員が15人、それと再任用職員さんが2人、それと徴収嘱託員さんが2人、全部で19名おるわけなのですけれども、再任用職員の方と徴収嘱託員の方4名いまして、再任用職員さんと徴収嘱託員さんが1人ずつペアに、2ペアになりまして、交代で臨宅徴収という形にお伺いしております。

実績なのですけれども、昨年1年間で一応日数的には168日実施をいたしまして、延べなのですけれども、2,398件のお宅に臨宅を、1日当たり約14件ぐらいになりますか、臨宅をしているという形になっています。直接的にいただいてきた、徴収してきた税額につきましては、現年度分、滞納繰り越し分を合わせまして130万7,800円という実績が出ております。一応それで訪問時に自主納付を促したり、滞納者の現況調査、先ほど羽鳥委員さんのほうからご質問がありました部分でもちょっと重複してしまう部分があるのですけれども、特に市外に力を入れておりまして、その後の納付してくる方や後々の滞納処分、先ほど申し上げましたけれども、居住用家屋だとかマンションだとかを転出先で取得している方とか、そういう方の確認をしていきまして、その後の滞納処分に結びついたりしております。それと、実態調査だけでは把握し切れない部分がありますので、実際に居住しているかどうかというのも必ず確認してきて

いただくようにしております。ただ、やみくもに文書を置いてくるということになりますと、やはり住んでいなかったりとか、いろいろ後々のトラブルとかも引き起こしますので、表札の出ているうちについては持って帰りまして、再度確認しまして、郵送に切りかえたりとか、そういったことをやっております。

それと、即効性につきましてですけれども、もうこれ先ほど申し上げたように、やはり不動産を取得している人とかをなるべく見つけるようにしまして、それでその後差し押さえにつながった例は何件かございます。

それと、長期にわたっている事例につきましては、臨宅徴収を行っている方につきましては税額がそんなに多くない、少額な方に限って極力臨宅徴収のほうを行っておりますので、あと現年度中心です。現年分を中心になるべく行うようにして、年に、同じ方、もしも納付がなければ、2回ぐらいは必ず行くような形でしております。以上です。

それと、長期にわたっているというのは、だから全くありません。以上でございます。

（大塚）今の答弁では、全体では19名の方で対応されているということになると思いますが、場合によると、払える状況であるにもかかわらず、払わない方、あるいは全く払いたくても払う状況にない方もいらっしゃる。どちらかというところ、今申し上げた前者のほうは、いわゆるたちが悪いという表現になるのでしょうか。そうすると、場合によると、訪問した先でいわゆる修羅場となって、おさまりがつかないということもあるのかなという推測をするのですが、実際に26年度においてもそういった例はあったのでしょうか。

（収税対策室対策室長）26年度におきましては、そういった事例はございません。過去にさかのぼってみても、やはり一切敷地に立ち入ってくれるなというような方がいらっしゃいますので、そういった場合はちょっとトラブルになりまして、ずかずか入り込んだとか、そういった形になりまして、こちらに電話がありまして、管理職のほうが行って、そのことについては謝罪をしまして、納付にその方はつながったのですが、一応そういった事例はございました。

以上でございます。

（大塚）先ほども答弁の中でありましたけれども、いわゆる調査権を上手に行使していただいて、これの事業については推進していただけるものとして期待をいたします。

ちょっと方向を変えて、本庁舎の状況はわかりました。改めて各地域にあります両支所でも恐らく納税相談等は行われているものと思われませんが、吹上、川里両支所では市民の皆さんが窓口に来て、例えば月平均、年間どのぐらい相談があるのか。また、その中で相談者の様子等について何かあればお伺いをします。

（吹上支所副支所長）お答えします。

吹上支所におきましては、市民グループ、地域グループ、福祉グループの3グループで市民の要望に対してお応えできるよう日々努力しているところでございます。納税関係に関しましては、市民グループのほうでの納税に関する相談と地域グループにおける収納事務、この2つにかかわってくるかと思えます。地域グループについては現在4名で対応しており、市民グループは7名で今対応しているところでございますが、収納に関しては、26年度の数値で申し上げますと、1年間で1万442件、合計1億4,977万7,408円の収納実績がございます。相談業務ということのご質問ですが、税関係につきましては、こちらのほうで把握しておりますのが税の証明の発行、証明書発行と、それから公金の収入というデータは毎年、毎月これは収集しているのですが、相談業務についてはちょっと私のほうに上がってきているデータにはございませんので、それについてはちょっとお答えはできません。

以上でございます。

（収税対策室対策室長）今の件につきまして補足なのですけれども、納税相談につきましては両支所のほうでは実際行っていただいております。実際今杉山副支所長のほうからお話がありましたけれども、納付だけを受けていただいております。納税相談につきましては、納税者の方にお話をしていただいて、本庁に来るなり、電話をするなり、それとこの場で直接すぐ相談したいよという方につきましては、こちらと電話で

お話をして、担当者のほうと納税相談をしていただいております。

以上でございます。

（川里支所副支所長）今早川課長のほうから話がありましたように、納税相談という形では正式には行っておりませんが、実際に市民の方がおいでになって、例えば去年の税額とことしの税額が随分違うのだけれども、どうなのだとか、それからあとどのくらい働いてしまうと税金かかってしまうのかなど、そういう納税というか、節税の相談というものを受けることがよくあります。なお、税務の関係で相談の件数というか、支所においでいただく件数なのですけれども、税務全般で申し上げますと、26年度が2,057件、そのうち相談、これは苦情も含むのですけれども、相談の件数が78件ということが実績で出ております。

以上です。

（大塚）わかりました。今後も市民サービスに努めていただけるものとして期待をいたします。

続きまして、ページが83ページになります。やさしさ支援課で行っている人権相談支援であります。ページがちょっと飛びますので、85ページを見ていただくと、弁護士謝礼というのが計上されております。25年の決算の説明では、実施回数は49回だったと思います。今年度、今回の決算では50回という説明がありました。金額的には164万6,000円ですが、月にならすと4回程度ということになるのでしょうか。そうすると、限られた範囲での相談のタイミングになりますので、当然事前の予約が必要になるかなと思われれます。そこで、伺いたい内容ですが、希望者は、いつでもオーケーという方もいらっしゃると思いますが、曜日ですか時間帯が当然希望があると思いますが、そこら辺、受け皿として設定してあるものと相談を希望する人、その調整というか、状況についてはどうなっていますか。

（やさしさ支援課長）弁護士による法律相談ということで、本庁のほうでは毎週月曜日午後1時から4時までの間、1日6人に限定されますけれども、実施しております。それから、吹上支所のほうでは奇数月になりますけれども、第4木曜日にやっぱり同じ時間帯で、同じ受け付けを

行っております。それで、予約制ということになりますので、先着順になるわけなのですけれども、それでお客さんの中には、それを待ってられないというふうな状況、急いでというような相談事もありますけれども、その場合には埼玉弁護士会でやはり無料の法律相談をやっております。そちらのほうをご利用いただくように促すというふうな案内するという体制をとっております。今のところ、申し込みの状況ですけれども、それほど待たずに、例えばきょう申し込みがあった場合、今月できるかといった場合に、できるという状況で受け付けをできる状況にあります。

以上です。

（大塚）わかりました。

続いて、同じページ、85ページ、やさしさ支援課の担当する男女共同参画推進事業、負担金として、24年、25年、26年の決算において65万円がつどいの実行委員会に支出をされております。65万円が事業全体の総事業費という捉え方でいいのか、それ以外にもあって、実は総事業費は違うのか、まずそれが1点。

それから、65万円負担金として支出をしておりますが、その事業評価、また費用効果についてはどのように捉えているか、お伺いします。

（やさしさ支援課長）男女共同のつどいというものを毎年開催しているのですけれども、例年ですと3月なのですが、今年度は2月になるかと思っておりますけれども、これにつきましてはこうのす男女共同のつどい実行委員会というものを組織しまして、委員の数としましては26名程度になるかと思うのですけれども、その方々に協力をいただきながら、毎月のように会議を重ねながら、実施に向けて鋭意努力してもらっているところなのですけれども、それで事業費の総額として、やはりこれ会費制とか、そういうものは全くありませんので、65万の範囲内で事業を推進しているという状況にあります。こんなことを言うてはあれなのですけれども、委員さんにつきましては本当に手弁当になってしまうということで、大変恐縮をしているところなのですけれども、そんな状況でございます。

それから、効果という面ですけれども、ご承知のとおり、男女共同参画が叫ばれた原因というのが、要は男は仕事とか、女は家庭というその固定的な性別役割分担意識、これがなかなか払拭できないと、要するに女性の活躍の場がなかなか得られないということから、この男女共同参画という言葉が叫ばれるようになったわけなのですけれども、それでももとのこれを解決しなくてはならないのはやはり男性もそうですけれども、女性も、その意識、そういう固定的な意識を改めるということが必要になってきます。その機会として、この集いというのは非常に大きな効果があるのではないかというふうに考えております。残念ながらなのですけれども、いつもながらの反省になりますけれども、こちらの参加者について、女性がほとんどで、男性の参加が少ないというのがこれが欠点なのですけれども、男性の理解を得ることが非常に大切になってきますので、できましたらこちらにいらっしゃる方々について、参加を促していただければ幸いです。

以上です。

（大塚）関連して1点だけ伺います。

確かに私も時折会場はのぞくのですが、状況としては幾らか、いわゆる偏りがあるかなとは感じます。1つ、いろんな団体に呼びかけをして、ノルマではありませんが、お越しく下さいというご案内をしているはずなのですが、例えば大きな団体でいきますと、市内のPTAなんかも呼びかけられる側なのです。PTAなんかも本来はお父さんがいて、お母さんがいて、おじいちゃん、おばあちゃんも含めてですけれども、男女平等、同じぐらいの数がいるはずなのですが、やっぱり学校側等に呼びかける場合も、そこら辺、男女の比率も含めて、満遍なく来ていただけるように、教育関係でなくても、そういったことはこれからすべきと思いますので、実行委員会がまさに今途中、次の開催に向けて途中ですので、どうやって人に呼びかけをするかというのは大きなテーマだと思いますので、今後に期待をしたいと思います。

（やさしさ支援課長）大変なご支援をいただきまして、ありがとうございます。男性の参加が少ないという課題、これを何とか解決していかな

くてはいけない。男も女も一緒になって、社会を活性化するのだと、そういう意識のもとで取り組めるよう、これから啓発活動に努力していきたいと思えますし、また同時に実行委員会の委員の皆さんにもその辺を踏まえて、いかに会場にお越しいただけるかということを考えてもらいながら、一緒になって進めていきたいと考えております。

以上です。

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午前 11時53分)



(開議 午後零時55分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続けます。

(大塚) それでは、続きまして91並びに93ページ、ともに同じような項目であります。まず初めに91ページの市民税課の所管する市県民税・諸税賦課事業についてであります。

ここの中に、一番最後になりますか、還付金というのが出ております。数年ちょっと調べたところ、23年の決算では5,002万円、24年では4,149万円、25年の決算では3,161万2,000円、今回は4,220万という決算になっております。昨日も説明があったかとは思いますが、改めてこの還付の発生理由について伺うものです。

(市民税課長) それでは、還付金につきましてご説明させていただきます。

納付された税でございませけれども、それが結果的に納め過ぎとなった場合、税額変更というのを行うのですけれども、それがその後に納税者に返されるという金額でございませ。

平成26年度の実績について申し上げます。個人市民税が、約ですけれども、1,700万円。これにつきましては、さかのぼって確定申告をした場合、控除の追加として例えば生命保険ですとか医療費の控除や、あとは扶養が追加したというような場合についての還付が発生してまいります。これが第1点目です。

2点目ですけれども、法人市民税が約1,200万円ございます。理由でございますけれども、法人市民税につきましては前年実績に基づいて予定申告というのをいたします。大きい会社になりますと、その6カ月後に中間申告、そしてまたその後確定申告をいたします。そして、そこで確定申告で納め過ぎであった場合につきましては還付という形になります。それが第2点目になります。

3点目といたしまして、配当割株式等の譲渡所得割の還付というのが、これが約1,200万円ございます。株式の配当をいただく際に、住民税が源泉徴収される場所ですけれども、その後その方が控除を受けたい場合に確定申告をいたしますと所得税、住民税がさらにまた課税ということになります。それで、一時的に二重課税になるのですけれども、その二重課税の部分が還付ということになります。

以上でございます。

(大塚) それぞれ理由はわかりました。

多分ないと思いますが、確認です。事務処理上の問題で誤って納め過ぎているという場合、例えば担当している課のほうのストレートに言えばミス等によってそういった事例、還付になったということはあるのでしょうか。

(市民税課長) 私がその辺確認しておりますけれども、今までございません。

以上です。

(大塚) 続きまして、次の93ページ、資産税課の中の固定資産税、都市計画税賦課事業についても同じように還付金が発生をしております。ここ数年間でも、特に25年については2,000万近い数字が計上されておりました。改めて還付の発生理由、それからこれは2項目、固定資産、都市計画ありますので、比率といいますか、そこら辺それぞれ数字がわかればお伺いをいたします。

(資産税課長) 固定資産税は毎年1月1日の現況で課税となりますが、その現況把握の漏れで土地に係る住宅用地の特例漏れ、家屋の取り壊しの捕捉漏れ、あと近年節税意識の高まりから、企業のほうの税理士さん

から償却資産の修正申告等が主なものでありまして、先ほど委員がおっしゃりました25年に約2,000万ぐらいあったものについては、24年の1月申告から市内の老人介護保健施設、鉄筋3階建てぐらいの建物だったのですけれども、税理士さんがかわったことによりまして、以前の申告内容と家屋の評価を精査したところ、本来家屋で課税すべき、課税してあった設備を誤って償却資産のほうにも載せていたということが発覚しまして、5年分の還付を行ったため、約1,870万程度そこの法人には返したというものでございまして、件数的には毎年、申しわけないのですけれども、15件から20件程度、金額の大小はその還付年度の差によります。あと、委員ご質問の固定資産税と都市計画税の比率ということなのですが、決算上収納については固定資産税、都市計画税合算課税しておりますので、決算額ではこの収入の比率全て出しているのは調定の割合で算出しておりますので、平成26年度は固定が89.11、都市計画税が10.89%ということで決算調整されていますので、そちらが比率ということで、合算で返してしまいますので、比率という概念、還付についてはありませんが、そういう調整になっております。以上です。

（大塚）同じくいわゆる課税事務上、課税する側のミスというのはないという認識でよろしいでしょうか。

（資産税課長）課税上、これは法解釈とか、あくまで向こうから言われてこちらが気づいたものは当然何点か、ただ1月1日に課税全部捕捉しなさいという大前提がありますから、それが事務上のミスと言われるとそれは事務上のミスということで程度の差、それを予防するためにうちのほうはホームページ、広報等を通じて、あと納付書を送る際にも課税明細、お知らせ等を別に入れて、なるべくそういう異動があった場合は報告してくださいということを出しているのですが、なかなか全筆、全棟が把握できないので、実際送られて、改めて納付書を見た方が納税相談のような形で訪れまして、適用が漏れていたとかという、または現況確認に行きまして、そのような形で、家屋の滅失の場合は疎明資料がある、何年前に建て壊したという領収書があればそこまでさかのぼって返

すということになっていきますので、そのような年度若干の長い、短いとかというのは当然出てきます。

以上でございます。

(大塚) 続きまして、97ページ、市民課の所管であります総合案内についてです。

先ほど他の委員も質問がありましたが、先ほどの答弁の中ではお褒めの言葉があったという表現がありました。いわゆる好評を得ているということになると思いますが、具体的に利用者、来庁者の皆さんからどんな形でどこへその声が届くのでしょうか。

(市民課長) 実は毎日日誌をつけていただいております。件数とその内容、どこに案内したかという件数を統計をとりまして案内しております。昨年実績で5万7,894件、1日平均250件程度ご案内をしております。これだけの数をこなすということは、すなわち瞬時に的確にご案内できているのではないかなと思われれます。そんな中で、日誌の一番下の欄にきょうあった苦情とか、それからお褒めの言葉とか、全て記載されております。実は他課の苦情を総合案内に言っていくという形で、逆に聞きやすいとか、声をすぐかけてくれるので話しやすいとかというお声もいただいております。そんな中で、委託業者の方も毎日その日のイベント、会場等を朝すぐに確認をして、ご案内に不便が生じないようにいつも心得てやっていただいておりますし、市民課の職員もそうなのですけれども、市役所の顔として第一にまず快いお声がけができるように、接客ができるようにやっておりますので、特に総合案内に対する苦情みたいのはいただいていないですし、お褒めの言葉等も全てその日誌等で報告が来ますので、担当課にも伝えております。

以上です。

(大塚) 26年の決算ベースでは、非常に効率よく事業が進んだという理解をいたしますが、1つ気になるのは昨日議案で審議しましたマイナンバー制度、これが新たな課題になるのだろうなど。いわゆる相談業務を行うということですね。それから、もう一つは今回国勢調査もいわゆる電子上、パソコンを使っているということが恐らく同時期に場合によると

市民課を含めたあそこら辺が混み合う可能性があるので、それについてはもう既に対応しているあるいはもう管理体制が確立していると思いますが、26年の実績を踏まえて何か手は打ってあるという理解でよろしいでしょうか。

（市民課長）国勢調査、インターネットを使っての回答ができるということで、2階に設置されます。ですので、総合案内の近くではないのですが、2階にご案内して、2階でインターネットの使用方法等も職員がついてご案内するようになっておりますし、マイナンバーにつきましてはこれからになってしまうのですが、通知カードが届くころを見計らって市民課の奥のほうのカウンターを1つ開放いたしまして窓口を設けたいと今考えております。

以上です。

（大塚）続きまして、175ページ、ちょっとページが飛びます。環境課の所管する飼い犬登録事業であります。この中で郵券料というのが計上されておりますが、実際に犬も生き物ですので、恐らく登録はしたものの年度の途中で死亡するということもあると思うのです。ところが、犬がいなくなったこと自体は飼い主レベルでしかわかりませんので、多分翌年にはまた登録あるいは注射の案内とかをしているのだと思うのですけれども、この年度途中で死亡してしまった場合については何か届け出等々はするようになっているかどうかを伺いたいと思います。

（環境課長）犬の登録の死亡の届けということでございますが、鴻巣市の狂犬病予防法施行細則というのがございまして、その中で犬の死亡届というものが様式が定められております。したがって、犬の飼い主の方は、飼い犬が死亡した場合はこの届出書によりまして死亡の届けをしていただくということになっております。この届け出を出していただいた場合は、すぐにシステム上で死亡の登録をいたしまして、次から狂犬病予防注射の案内ですとかが出ないようにしております。

また、多くの場合ははがきが届いて初めて、あっ、これは亡くなってしまったので市役所に連絡しなければいけないなという方がかなり多いのですけれども、それらの方につきましては運用上お電話によりまして死

亡の登録を受け付けさせていただいております。

また、死亡の届けにつきましては、インターネットで電子申請でもできるようになっておりますので、それも削除をさせていただいております。以上です。

（大塚）現実的には、先に死亡した旨の届け出を飼い主の意思によって出すというのは余り見かけないような気がするのですが、それをもう少し効率よくすることによって、わずかではありますが、郵券料の削減にもつながるので、今後については検討することは可能かどうかはいかがでしょうか。

（環境課長）ありがとうございます。犬の狂犬病予防注射を皆さんしてくださいというお願いですとか、犬を飼う上でのマナーの啓発についての広報などを、記事を広報に掲載したりしておりますので、その中あるいは別に飼い主が亡くなった場合は届け出が必要ですよというようなことをホームページも使いましてPRしてまいりたいと考えております。以上です。

（大塚）続きまして、177ページ、環境課であります。地球温暖化防止普及啓発事業として、埼玉県の中でも鴻巣が誇っている事業の一つ、エコライフデーに関する事業であります。これ鴻巣は当然県内でも上位の実績を上げています。実際に出された用紙の集計、また集計したものをどのように活用するか、それらについて伺います。

（環境課長）エコライフデーが始まった当初は、出されてきましたチェックシートを全てパソコンを使ってCO₂削減量を一人一人全員積み上げておりました。でも、その辺は効率上の問題からも県のほうからも別の方法もいいですよということで案内がありまして、人数だけでも結構ですとか、代表的に何人か抽出してその平均を出して、それに人数を掛けていく方法でもいいですよというような案内がありました。そのようなことから、現在市のほうでは360人分のサンプルを抽出しまして、それを平均いたしまして、その平均値に参加人数を掛けております。ちなみに、集計は市の職員と、それから小中学校の生徒さん、その家族、それから市民につきましては職員が集計をしております。企業についま

しては、鴻巣の環境を考える会の皆さんで集計をしていただいております。

次に、集計後の活用方法ということなのでございますが、集計した結果、皆さんで1年間でこれだけCO₂を削減できましたというような内容をホームページを使いましてお知らせするとともに、次のエコライフデー実施の際のチェックシートの裏面に前回の結果ですとか、皆さんから寄せられましたご意見なんかを載せて皆さんにお配りしてごらんいただいていると、そういうふうに活用しております。

以上です。

（大塚）集計方法については、それぞれやり方がありますので、360人分ですか、ランダム抽出ということですので、それはそれとして、やっぱり集計後の活用については長年やっているということもあるのと、それから次年度へつなげるということがありますので、なるべく皆さんにわかりやすく効率的に使い回しといいますか、上手に生かすということは今後検討すべきと思いますが、またその使い方、活用の仕方については今後も検討するという理解でよろしいでしょうか。

（環境課長）エコライフデーの結果につきましては、ただ単にCO₂を何トン削減できましたということだけではなくて、なかなかわかりづらいですので、それは例えば杉の木を何本植樹したのと同じことですよとか、そういったわかりやすい表現を使いまして皆さんにお知らせしてまいりたいと考えております。

以上です。

（大塚）続きまして、179ページ、同じく環境課であります、環境審議会運営事業というのがあります。報酬が支出されておりますが、ことしは、前年度というのですか、2月の13日に開催という説明がありました。審議会に出ると、さまざまな立場の方がいらっしゃるもので、いろんな意見等が出されるのかなと思いますが、環境白書の中身を確認すると同時に、個々の意見として出された意見がいわゆる環境行政に生かされているかどうか、それについてはいかがでしょうか。

（環境課長）26年度に行われました環境審議会では、主に委員さんから

3つのご意見をいただきました。1つ目は、市民の皆さんの車の利用を抑制することについて広報活動などを通じて協力をお願いしてもらいたいと、そういうご意見が1つございました。

2番目は、電気自動車の急速充電器の設置については、今後公共施設を中心に計画的に設置をしてもらいたいと、それによって電気自動車の普及を図ってもらいたいと、そういうご意見が2つ目ございました。

3つ目といたしまして、このとりの里づくりをテーマにして総合的に環境行政を行っていくこととしたいというご意見がございました。

それがどのように生かされているかということでございますが、1番目につきましては、実はエコライフデーのチェック項目の中に車の利用を控えたという項目を載せたことがあるのですけれども、それらを載せますと鴻巣のような環境では車を使わないわけにいかないだろうということで、かなりお叱りを受けたりもしております。そのようなこともございまして、環境課におきましては、車の利用を抑制するのも大事ですけれども、2番目にごございました電気自動車の普及、こちらのほうにより力を入れていくべきではないかというふうに考えております。

2番目の質問としまして、電気自動車の急速充電器の設置について普及してほしいということでございますが、現在鴻巣市内に電気自動車の充電設備は市で設置したものを含めまして7カ所ございます。それで、県南のほうと比べますとまだまだ少ない状況でございますので、担当課といたしましては現段階では両支所などを初め、公共施設に計画的に充電施設を設置してまいりたいというふうに考えております。

3つ目のこのとりの里づくりについてでございますが、こちらにつきましては平成27年度から新しくコウノトリのプロジェクトもできまして、横断的な取り組みがなされているというところで考えております。以上でございます。

(大塚) 今後に期待をしながら注視していきたいと思っております。

続きまして、ページがちょっと飛ぶのですが、185ページ以降ということで、いわゆる可燃、不燃ごみ、また資源について事業ごとに決算がされております。まず、この中でリサイクル分別については、本市としては

今後進めていくという基本的な考えでいいかどうか、まずそれを伺います。

（環境課長）鴻巣市における分別は、ただいま現在のところ5分別15分類となっております。このようなことから、これは分別の精度といえますか、分別の区分はかなり高い区分であると考えております。県南のほうから転入してきた方は、こんなに分けるのですかとかよく窓口でおっしゃられるがいらっしゃいます。そういったこともございまして、平成25年度の数字ですが、現在リサイクル率が29.7%となっております、これは県内の市町でいいますと19位でございまして、県内の市だけでいいますと12位という結果になっております。今後につきましては、やはり資源化というのはごみの減量と同時に非常に重要なことだと考えておりますので、分別の方法につきましては先ほど申し上げましたようにかなりの精度になっておりますので、精度というか分け方、分ける種類になっておりますので、今後は例えば容リプラなどは洗って乾かして出していただければ黄色い袋で資源になるのですが、それが現在は燃やせないごみや燃やせるごみに回ってしまっている。また、雑古紙という分類がありますが、これも名刺の大きさ以上のものであれば資源になるのですが、それがまだ燃やせるごみになってしまっている。また、さらには金属類でございまして、不燃ごみに出てしまっているものを少し壊して金属だけにするとか、金属類で出せるものを金属類のときに出していただければ、それは燃やせないごみではなくて金属という資源になりますので、こういったことを市民の皆さんにお願いをしまして、より一層の資源化を図っていくのが重要ではないかというふうに考えております。以上です。

（大塚）確かにリサイクル、分別はふだんの生活では必要なことだと私も感じておりますが、改めて部長にお伺いしますけれども、今後分別を進めていくということになると、分別を進めれば進めるほどコストがかかります。いわゆる分ける品目がふえると、収集して、それを処分するまでのコストがかかる。これはもう全国的に同じです。そういった状況であっても、本市としては分別、リサイクルを徹底的に進めていくとい

う考えで進むのかどうなのか。今後の方向性について伺います。

（環境経済部長）再資源化ということでどう進めていくか。我々の、ごみを担当している者として、1つの指標として先ほど申しました再資源化率ということがあって、目標値がありますけれども、具体的に申し上げますとこの3年のところが30%ぐらい、30%と29.6、正確に言うと24年度が30、25年が29.6、26年が30%ということで、目標値につきましてはもう少し上げて、31%だったと思うのですけれども……ちょっとすぐ資料が、書類が出てこなくて。ありました。32.5です。ここまで持っていきたいということで、これにはどうするかというと、ごみの量を減らしていく、そしてまた繰り返し使っていく、そして再資源に持っていくという。この再資源化率というのがどういう数値といいますか、根拠にしているかということ、集団回収量、それと直接資源化量、それと中間処理をした後に再生利用量、再生してまた利用できるというのが分子になりまして、その分母というのが収集したごみの量とか直接搬入した量、また集団回収した量、どのくらいごみが出てきたか、その中でどのくらい持っていく、簡単には再資源に持っていけたかということなのですけれども、ごみの量を減らしていくことはやはり皆さんが協力してもらわなくてはならないということです。ちょっと長くなって申しわけないのですけれども、資料を見ていましたら最終処分の工程ではどうしても残ってしまう、燃やし残してしまう、再資源できないものもある、そういったものを自然界に投棄しているというふうな文章を見ました。ああ、自然の中に我々生活して残ってしまったものが、自然に放置するというか、放り投げている、そこまでないのですけれども、きちっとした適正な管理で自然界に戻すような形になるのですけれども、やはり自然に負荷を与えているということからして、それを再資源するというのはおっしゃるように非常に大事なことです。ですから、やっぱりその再資源に持っていくには市民の協力、そして市と、また回収業者とが一体になったシステムサイクルで効率よく再資源に持っていけるような、先ほど課長のほうが申しあげましたけれども、雑古紙なんかは割と便利なのです。スーパーなんか、デパートなんかでもらう紙袋にぼんぼん入れておいて、

それで水曜日の資源のときに出せば持っていってくれるわけです。新聞なんかは畳んでやらなくてはならないですけども、そういった便利な方法で紙ということがまた再生ということにもなりますので、市民の協力が必要だと。ただ、このごみというのは本当生活に密着したことなので、我々も本当にきめ細かいことが必要かと思うのですけれども、それだけにコストがかかってしまう。それにはやっぱり市民のほうの意識として、そのごみが出る、集荷場に出る前にそういった処理をしていただけることがやっぱり今後必要なのかなと、そう考えます。

（大塚）分別には正しいあるいは正しくないやり方があると思うので、今後十分周知をして進めていただければと思います。

続きまして、193ページ、農業委員会がかかわる事業であります。農業従事者の代表である農業委員会の運営事業の中で毎年研修に出られております。24、25の決算では31万ちょっとだったのが今回は2万ほどちょっとふえておりますが、26年に行った視察の内容について伺います。

（農業委員会事務局長）こちらの費用でございますが、1人1万2,500円の費用をいただいて開催させていただいております。24年と25年は、全く同じ25名の参加ということで行われました。26年度につきましては、若干ふえまして27名参加という形で行われましたので、33万7,500円という形になりました。内容につきましては、年に1回県外視察研修を行っておりますが、26年度につきましては27年の1月の末に1泊2日で千葉県の方に行っていました。こちらのほうなのですけれども、千葉県の大網白里市産業振興課の職員にお願いいたしまして、水利組合の活動組織なのですけれども、南横川環境保全会というところの皆様にご協力いただきまして研修をさせていただきました。それと、千葉県の農林総合研究センターというところで、水稻の温暖化対策研究室というところで研修させていただきました。

研修内容としては以上なのですけれども、その効果なのですが、やはり農業委員さんの中には大きく農業を営んでいる方がいらっしゃいます。県外視察研修を行うということで、県外の同じ立場の農業委員さんと情報交換ができるとか、あとは県や市の職員の方と直接お話できると

か情報交換できるということで、農業委員さんという立場をまた新たに自覚していただきまして認識を深めていただくという、そういうこともあると思いますので、農業を経営していく上でも知識向上、農業経営のヒントにもなるかなと思います。

以上でございます。

（大塚）ぜひ視察の効果が出るように期待をしたいと思います。

続きまして、195ページ、同じく農政の関係であります。市民農園管理運営事業があります。これで1点だけちょっと伺いたいのですが、1年間を通して利用者がいないということがなければ利用率は100になるのだらうなと思いますが、利用率についてもしわかればどうなっているのか伺います。

（環境経済部副部長兼産業振興課長）ご質問の市民農園の関係でございますが、一応各4月から3月までの、市民農園の区画が全体で255区画ほどあるのですけれども、その中で新規の申し込みの方とか辞退される方とかというふうな形で動きが各月ございます。26年度の辞退の区画が26区画ほど辞退がございました。逆に新規が21区画ほどございました。その中で、全体255区画ございまして、3月末の年度末でいきますと241区画が利用されているということで、大塚委員さん言われている利用率というふうなことにつきますと、割り返ししますと94.5%の利用率というふうな形になるかと思えます。その中で、若干14区画ほどあいている状況がございますけれども、やはり指定管理をお願いしています指定管理者のほうから毎月々利用の申し込みについては募集等も図っているということで、極力利用率が上がるような状態で指定管理のほうをお願いしている状況でございます。

以上です。

（大塚）同じく195ページ、農政であります。地産地消推進支援事業というのがありまして、その中に補助金として34万7,000円が計上されております。これここ過去3年間確認したら同額でした。この事業であります。補助金という名称でありますので、協議会の持っている総事業費というのですか、どのぐらいの割合がこの補助金に当たるのかを知りた

いのですが、いかがでしょうか。

（環境経済部副部長兼産業振興課長）ご指摘のとおり、地産地消推進協議会という協議会がございまして、鴻巣地産地消推進協議会という協議会の中で、26年度の収支決算でいきますと、全体の事業としますと36万6,750円ほど執行しているのですけれども、実際に中身的にいわゆる名称的にはいい事業になっているのですけれども、事業内容としての事業報告の中ではいわゆる学校給食の農産物の提供あるいは鴻巣市のくらしの会の地産地消の料理教室とか、毎年やっています農業フェスティバルの協力、それと1月には地元産のイチゴなどを使用した料理教室とか、教育委員会のほうの小中学校の食材にも、午前中にも話がありましたように彩のかがやきの提供とか長ネギ、いろいろ四季折々の農産物を学校給食に提供しているということで、小中学校の学校給食につきましては各さまざまな野菜を提供しているということになっております。推進協議会そのものも、この間も総会があったのですけれども、いろんな場面で鴻巣市の地産、とれたものを地元で消費するというふうな形でいろいろ、活動内容はなかなか難しいのですけれども、一応推進協議会という協議会のほうで活動を図って、推進を図っている状況でございます。

以上です。

（大塚）ここに類似する質問も出まして、いわゆる地元でとれたものを地元で消費していこうという、悪いことではないし、農業従事者にとっては当然一つのきっかけとなる可能性がある。さらには、今の段階ではいつはわかりませんが、道の駅構想もある中で、当然必要な分野であるし、大事な活動に当たると思います。今後についても期待をしたいと思います。

続きまして、203ページ、農政であります。農業研修センター管理運営事業の中で工事請負費が計上されております。109万4,000円。この中身について伺いたいと思います。

（環境経済部副部長兼産業振興課長）農業研修センター管理運営事業でございますが、大塚委員さん言われた109万4,472円の決算ですが、これは農業研修センターの中にごございます変圧器の取りかえ工事を実施して

おります。これは、平成26年度一般会計補正予算の3月議会でご承認をいただきました予算ですが、いわゆる1982年製、昭和57年の横河電機製の変圧器を利用しているということで、経年劣化に伴うふぐあいがたびたび生じているというふうな訴えがございまして、変圧器の取りかえ工事を行ったものでございます。変圧器の法定耐用年数は15年というふうなことで、実用耐用年数の目安は20年から25年というようなことを言われていたのですが、製造から既に32年を経過しているというふうな相当時代を経過したものだものだから、万が一開館中に故障が発生した場合には、停電が起こり、利用者に迷惑がかかるということから、取りかえ工事を行ったものでございます。

以上です。

（大塚）実は市内の公共施設の中では、クレアこうのすの大ホールが一番収容人数が多い。いわゆるキャパが大きい。その次に、よくよく見ますとこの農業研修センターにある集会室というのがありますが、ここが多分400もしくは450ぐらいのキャパになっているはずですが、さらには、年内にこの5階の議場も含めて移動して、施設としては非常に使い勝手がいいはずなので、今後修繕等々必要と感じたときには速やかに手が入るのかなという幾らかの期待をしておりますが、これからこの施設については皆さんで十分有効利用していただくよう期待をしたいと思います。

続きまして、205ページ、商工観光の関係であります。商工総務費庶務事業として商工フェスティバルに150万円の負担金が支出されております。これについても、総事業費というのは150万を含めてどうなっているのかを伺います。

（環境経済部副部長兼産業振興課長）平成25年度から従来の鴻巣市の産業祭から分離いたしまして、農業部門と商工部門というふうな形で分離しまして、商工部門として特化したイベントを開催している状況でございます。平成26年は、9月13日から14日の土日の2日間でエルミのショッピングモール1階のセントラルコートで実施しております。そのときの「きて・みて・やって」というようなキャッチフレーズの中で、一応

1階のセントラルコートでは出店18店、きて部門では屋外のエルミパークで出店18店、やって部門では市民活動センターを利用しまして出店7店ほどの状況になっております。これは、商工部門としての実行委員会が鴻巣市の商工会の役員と同工業部会と商業部会、ひな人形協会とかいろいろな団体で構成されておりますので、いわゆる150万の予算の中で実施している事業となっております。

以上です。

(大塚) わかりました。

時間の都合で最後の質問になります。209ページ、旧花かおり課の所管でありますこのす花まつり開催事業について伺うものです。負担金として計上されている26年の数字が1,200万円。前追っかけましたら、23年には1,050万、24年、25年の2カ年はともに890万でした。いわゆる前年との比較においても増額となっております。この増額した理由、また増額したことによる効果についてはどうなっているのか伺います。

(観光戦略課長) 花まつりに関しましては、平成23年が第1回ということで始まった事業でございますが、当初1,050万の負担金ということで運営が始まったわけでございます。それが平成24年、25年と負担金につきましては890万。それが平成26年に1,200万円になった理由でございますが、1つはこの同じ花まつり開催事業の中の委託料の中で、平成25年まではシャトルバスの運行費用もこの委託料の中で計上しておりました。その部分を26年から負担金のほうに振りかえを行いました。その関係によって増になっております。それとあと、プラスして会場周辺の花の装飾の関係でハンギングバスケットを26年から大幅にふやしまして、その費用も見込んでありまして、結果的に負担金が310万円の増ということで、決算ベースでいきますと26年の委託料のほうで210万円逆に減になったということになっております。

以上でございます。

(大塚) 最後の最後の質問になります。

会場は、当然メイン会場は決まっているわけなので、実は菅野委員もちよっとイメージ似ていると思うのですけれども、花のまち鴻巣と言いな

がら、あちらこちらに花が植わっているような、いないような、さらにこの花まつりに関して言えば、どうでしょう、シャトルバスの利用者もいらっしゃるのですけれども、今後に向けてということで、会場に近づいた、これから近づいているという感覚を感じていただけるような周辺の装飾も含めた会場設定、イメージづくりというのは、私はするとわくわく感が膨らんできて非常に楽しいイベントになるのではないかなという気もするのですが、ある意味分散している部分もありますけれども、できたらメイン会場を中心にそういったイメージづくりをするということについては検討できるかどうか、いかがでしょうか。

（観光戦略課長）実は花まつりの会場の件につきましては実行委員会の中でも課題になっておりまして、まず通りから見て花まつりの会場というのは非常にわかりづらいというような印象があるということが出ています。その関係もありまして、来年度以降につきましては、ちょうどせらぎ公園の機関車がある側があると思うのですけれども、そちらのほうの装飾を若干変更して、花まつりをもっとPRできるような、そういった形の要するに装飾に変えていけたらということで実行委員会の中でも話が出ております。それとあと、今申し上げました駅前の装飾に関しましても、26年度以降以前に比べてハンギングバスケットとかもふやしているような形になっておりまして、花まつりの会場に向けたそういった盛り上げというものも行ってきているような状況であるというふうに認識しております。

以上です。

（大塚）終わります。

（加藤）それでは、幾つか質問をさせていただきます。

まず、ページで言いますと95ページの上のほう、滞納整理徴収事業。この部分につきましては、他の委員からも幾つかご質問、確認がありましたけれども、重複しないところで幾つか確認をしたいと思います。きのうの説明の中で、たしか口座振替の率が48%というような、ちょっと記憶で定かでないのですけれども、そのぐらいで、他の自治体と比べても高い水準にあるというようなお話だったかと思います。これは、事務方

のほうでそのようにうまく説明をして促しているのだと思うのですけれども、その48%、比較的高い水準というのはここ数年の中で伸びてきているものなのか、あるいはその高い水準を維持した形で推移しているのかということについて伺いますとともに、もう一つ、最近の傾向といたしまして納税をしやすくするというような工夫が多くの自治体試みをされていると思いますけれども、本市においてはその辺のところの工夫というのはどんな状況なのか、お聞きしたいと思います。

(収税対策室対策室長) 1点目の口座振替の関係なのですけれども、26年度は先ほど委員さんは48と申し上げていただきましたけれども、一応43.8%。25年度が39.5。24年度が39.7ということで、近年このところ、コンビニ納付が平成23年に始まったのですけれども、コンビニ納付が始まってからはちょっと口座振替の伸びのほうは横ばい状態を続けていましたけれども、25から26については若干、4.3%ぐらい伸びたということになっています。

それで、今やっぱり滞納繰り越し分をふやさないためにはどうしなくてはいけないかというところで、現年度課税分の徴収をやはりしっかりしていかななくてはならないと。そういう中で、今口座振替のほうの充実もやっぱり図らなくてはならないということで、できれば5割ぐらいに行きたいなというような希望もありまして、ちなみに26年度で固定資産税の口座振替率なんかにしますと51.2%になっておりまして、ほかの税目については市県民税の普徴については31.4%、それと軽自動車税については24.8%という形になっております。それで合計43.8%になっているのですけれども、その中で新しいものというお話ですけれども、まず一応今会計課を中心としまして、今検討中なのですけれども、来年の4月からは口座の申し込みの一元化ということで、今4税2料については同じ申し込み用紙で申し込めるわけなのですけれども、それ以外の保育料、市営住宅使用料、それと駐車場使用料、それと学校給食費、これを全てひっくるめて1枚の紙で口座申し込みができるような形で今のところ考えていまして、それで金融機関の承諾を得るために今各担当が動いているところです。そうすれば、1遍で市民の方が、例えば転入なされたと

きに一遍に申し込みができるとか、そういった形で、それぞれの用紙に記入しなくてはいけないので、その辺のところを一元化という形で考えております。

それと、もう一点なのですけれども、これは少しちょっと先になるので、すけれども、一応口座振替申し込みサービスというのがありまして、従来はペーパーで口座の届け出印を持ってきて、それで用紙に記入していただいて、当然本市では納付書にも口座の申込書を入れていきますので、そういったものに手で記入してもらって、それで口座の申し込みをしていただいていたわけなのですけれども、今度はそれを導入しますとキャッシュカードを納税者の方はお持ちいただければ暗証番号を入力するだけで口座申し込みができてしまうというような、一応端末型の機械を使ってやる方式なのですけれども、近隣では北本とか上尾とかがやっているのですけれども、一応端末を、カードをスキャンすればそこで暗証番号を入力して口座申し込みができてしまうと。今まで担当者がどうしても印鑑相違だとか口座番号の書き間違いだとか、そういった形で大分納税者の方とやりとりがかなりやらないと実際口座申し込みをできないというような状況もかなりありまして、これを導入すれば例えば固定資産税のほうで家屋調査とかに行ったときに、新しく来年から課税になりますから、そのときに納税者の方にキャッシュカードをスキャンしてもらえばそういうふうにもう来年度から口座振替というような形でできるとか、あとは国保の窓口だとか、当然両支所の窓口とか、そういったところに端末がそれぞれ置ければそういった形で口座振替が簡単にできるような形になりますので、その辺のところを積極的に導入していければなと考えております。

以上でございます。

(加藤) 今お話を伺っております、私も多分納税をされる意識の高い方、期限内に納める方のほうが圧倒的に当然ながら多いのだと思うのです。それなので、そういう方々には納税に関してあるいは料金の支払いに対して利便性の向上を引き続き努めていただくのは非常にいいなと思いますし、いろんな試みが控えているということで理解することができ

ました。

また、きのうたしか説明いただいた中で、還付の中では二重納付、多分それは現年度なので、支払いをお忘れになった方に督促を出して、それで、あつということ、忘れてしまったということ、その人は慌てて旧来の納付書と、あとは後から出た通知で納めていくのだと思うのです。なので、ある意味現年のところで一生懸命活動することが確かに滞納が少なくなっていくことにつながるといいますので、それを見守っていきたいと思います。まず、それについては以上です。

次に、ページでいうと199ページのところなのですが、中段、農業アカデミー事業についてちょっと確認をさせていただきたいと思います。この事業につきましては、耕作放棄地などの引き受け手や農業の応援団を育てるといような目的のもとに始めたのかなと思うのですが、まず事業の仕方についてちょっと念のため確認をさせていただきたいと思います。

(環境経済部副部長兼産業振興課長) 農業アカデミー事業でございますが、市民農園を使用いたしまして2年制の講習会を実施している事業です。月2回ほど受講者の方に対しまして講義を行っております。内容的には、四季折々の野菜づくり等、市民農園を利用いたしまして講師の先生が受講者に対して実地の指導をしている状況になっております。

以上です。

(加藤) 近年農業をやられている方の高齢化というのも先ほど来話がございましたけれども、担い手であったり、農業応援団を育てる、かなり個人的にはハードルがなかなか高いものなのかなと思っているのですが、その具体的な目標設定とか成果の状況というのはどんな感じかをお聞きしたいと思います。

(環境経済部副部長兼産業振興課長) 農業関係からご説明いたしますと、事業として農業アカデミーという事業を実施しておりますけれども、いわゆる新規就農者の支援事業的な、そういった部分で農業をこれからやっていきたいというふうな新規就農、就労関係の事業もございましてけれども、現在この農業アカデミーに参加している方でお一人、やっぱり将

来は農業の自立を目指しているという方が1人いらっしゃいます。その方につきましても、いわゆるちょっと川里地域のほうのほくさい農協さんのほうであすの農業未来塾というような、そういう未来塾があるのですけれども、ここではほくさい地域でやはり前年学校を出た方々なんか農家のところにある程度アルバイト的に行って、農業の実体験をしながら自立を目指しているというふうな事業もございしますが、これらにつきましても本格的に農業をやっていくのだという意志が強い方がやはり挫折しないで、あすの農業未来塾につきましても2年制の事業でやっているというふうなことを聞いていますけれども、この農業アカデミーからいわゆる農業参入というのはなかなか難しいかなという気持ちではあります。実際に利用者の方々を拝見しますと、加藤委員言われたように定年後の余暇を利用して野菜づくりとか、女性の方もちょっといろいろ参加しているというふうな実態でございしますので、なかなか耕作放棄地とか、いわゆる高齢化問題を抱えています農業の解消に結びつくかというところと、これからの事業の展開というふうな形になるかと思っておりますけれども、なかなか厳しい状況だと思っております。

以上です。

（加藤）今のご説明いただきまして、状況のほうについてはおおむね了解いたしました。引き続き推移を見守っていきたいなというふうに思っております。

次に、同じ199ページの農業アカデミー事業の下、道の駅整備事業についてちょっと幾つかお伺いをさせていただきます。そちらのところにコンサルが入って、たしか委託事業ですか、これは。道の駅基本構想策定業務委託料ということでありまして、コンサルさんが入っているのだと思うのですけれども、そのコンサルとのやりとり、運営に係るその進捗状況をお尋ねしたいと思っております。

（環境経済部副部長兼産業振興課長）ご質問の道の駅の繰越明許というふうな形で、道の駅基本構想策定業務委託料でございしますが、これは平成27年3月に道の駅基本構想が策定できまして、事業のほうは終了したわけなのですが、その中でこの基本構想を作成するためにいわゆ

るコンサルと道の駅の必要性とか地域の概要、整備コンセプトの設定あるいは導入すべき機能とか施設の設定、委員がご質問していますそういった形でコンサルとどのような話し合いかというようなことの中で、これは道の駅を必要とする道路の沿線に駐車場やトイレなどの休憩機能とか、道路情報や地域情報を発信する情報発信機能、交流を促進する地域交流機能を持つ拠点施設を設置するための基本構想の策定というような形で412万4,000円ほど支出している中で、今後につきまして基本計画の策定とか検討協議会の運営のために基本構想の中で盛り込んで基本構想ができ上がった状況でございます。

以上です。

（加藤）道の駅の中では農産物の直売なども想定されていると思いますがけれども、鴻巣市におきましては花久の里であったり、あるいはパンジーハウスですか、もし道の駅で直売をするとすると3カ所ほどになるかと思うのですけれども、その供給体制、農産物の供給体制についてはどのように進めようとしているのか、お考えを伺いたいと思います。

（環境経済部副部長兼産業振興課長）この道の駅の基本構想策定の段階で、いわゆる懇話会とかワーキングなんかをやっているのですけれども、各団体からのいろんな、各種団体の方からも懇話会等のメンバー、委員さんになっていただきましていろんな意見を出していただきました。その中でも、いわゆるJA関係のJA鴻巣市の組合長さん、JAほくさいの組合長さんとかパンジーハウスの社長さん、あるいは花久の里の関係者の事務局長さん等もかかわっていただきまして基本構想の策定を終わっている状況です。その中で、さまざまな今委員ご指摘のとおり、農産物直売所というものは必ず必要な施設になってくるわけでございますので、道の駅ができ上がった暁にはその辺の整備手法とか管理運営形態につきまして皆様方のご協力を得ながらよりよい道の駅をつくっていきたいというふうな、基本構想策定の段階ではいろんな形での意見をいただいております。

以上です。

（加藤）それでは最後に、209ページの中段以降、いわゆる本市における

商工観光部門、花とか人形、いろいろなものが出てくるわけですがけれども、先ほども羽鳥委員のほうから岩槻のお話が出てまいりましたけれども、非常に商工観光部門というのは地域間の競争も激しいなど、鴻巣を知っていただく、鴻巣のよさをどんどん理解していただくというような動き、どの自治体も頑張っている傾向がございますので、非常に岩槻の話聞いて、それを受けて鴻巣市としてもまた創意工夫をしたり、それを相手を分析しながらうちとして差別化をとる部分も本当に必要なというふう感じたところではあります。一方で、鴻巣ではびっくり雛祭りであったり、小さい芽として埋めたものが大きく育ったなど。その確率結構いいのではないかなと個人的には思っているところではございます。そういった中で、競争の時代にある中で昨年度のこの商工観光部、特に観光部分の事業についてどのような1年であったか。総括的なところで結構ですので、感想を教えてくださいというふうに思っております。

（環境経済部長）観光関係です。観光関係に携わってまして、鴻巣市の4大イベントというものが我々の中では整理してありまして、これが四季に乗じましてまず春の花まつり、そして夏の花火大会、そして秋のコスモス祭り、また、冬になりますけれども、びっくり雛祭りというような4大、大きなイベントをやっているという中では、この26年度にあったトピックス的なものですか、これは花火だとするとギネスに登録したというようなことがあります。世界的な地位というか、それを得たというような、認知を得たというようなところが言えるかと思えます。また、びっくり雛祭りでは年々来場者の数がふえておりまして、昨年開催では初めて10万人を突破できたというようなことで、これはやっぱりメディアへの働きかけとか、そういった面も大きいのかなという感じがしております。

また、鴻巣市の観光というのはそれだけではなくて、細かい部分では春のさくらまつりを3地域でもやっていく、また花のオアシスといったところでは、これは寺谷地区にありますけれども、チューリップとかサルビア、これは市民参加の形でやってもらっているというようなことがあ

ります。これは例年やっていること。

また、PRなのですけれども、鴻巣市ってこんなまちですよ、こんなものがとれているのですよというものを都内でやっていこうといったところで、従来霞マルシェというような状況あったのですけれども、今回は新宿に生まれて、三井ビルの一角で出店をしていくというのがこれ26年初めて繰り出したものであります。ほかには、この26年の動きとしましては、川幅うどんが念願のB級グルメで優勝したというのも、これもやはり26年のニュースというか、トピックスといえればそれかなといったところがあります。

また、市のほうで予算には出ている、間接的ですか、観光協会のほうで動きがあったのですけれども、沼田市と利根町の観光協会との協定が結ばれたと。これ小松姫の歴史のつながりです。これがタイムリーなことに来年からNHKの大河で「真田丸」、これで真田の歴史がテーマになりますので、小松姫がここで一段とクローズアップしてくるという状況にありますので、沼田市はいち早くもう名刺にNHKの大河2016年度というふうにシティセールスをやっているような状況なので、鴻巣市も一緒になってそういった形に乗っていくということが観光としては必要なのかなということで動いております。

あとは、ハード的には花久の里の拡張とか、道の駅をこれからやっていくという、これはまた大きなものがあります。それに続くソフトも必要になってきますけれども、テレビ番組なんかでよく言った中の何もないまちだねというような特徴が、鴻巣市って何があるのと、花と人形とあるのですけれども、ただ番組の中で見るのはその気になって見るとやっぱり物はあるのです。そういったことで、自然から与えられた川幅とか、歴史がつくり出したコウノトリとか小松姫とか、そういったものがあつたり、みんなでつくる花火があつたり、漏れましたけれども、映画も今つくっているところなのです、鴻巣市を紹介しようという。そういったいろんなものを総合的に介しまして鴻巣市の観光アピール、そういったものをしていこうかなといったことになります。やっぱり地域の観光資源を今後も総合的に生かして取り組んでいきたいという状況が26年度の

反省というか、そういった1年かなというところでは。

(加藤) 一通りご説明を伺いまして、今後もなのですけれども、鴻巣市限られた財政の中で、その財政状況というのは今後厳しい局面も出てくるかと思うのですけれども、限られた予算の中で今ご説明いただいたようないろいろ創意工夫をしていただくことを継続していただきますことを期待しております。

以上です。

(委員長) 以上で……

(ちょっと1個。今の部長のあれでちょっと質問があるの声あり)

(菅野) 部長、花火って市がやっているのではないでしょう。商工会の青年部がやっているのですよね。うちの部屋にいる細川氏がもう連日連日死ぬほど電話したり、されたりしてはいますけれども、あれって本当大変ですね、見ていると。市がやるというふうにならないと、そのうち商工会の青年部の人もいなくなれば立ち消えになるのではないのと聞いたから、「なるね」と言っています。先行きはどう考える。第一市はどれだけ金、400万ぐらいしか出せないのではありませんか。金出さなくては市がやったと言わないよね。幾ら出しているのですしたっけ。どこに書いてあるのですしたっけ、この予算の。去年出したの。どこに載っているの。商工会。商工……どこ。何ページ。

(総務ですの声あり)

(菅野) 総務なの。

(何事か声あり)

(菅野) 見たけれども、見つからないの、商工だと。400万ぐらいだと聞いているのですけれども。前は200万ぐらいだったこともあるのですけれども。観光協会ではないでしょう。どこに花火代の市の補助金が載っているのでしょうか。職員がいるからわかるよね。どこに載っているのですか、花火代の補助金。プレミアムでしょう、商工でしょう、除草でしょう。花火はどこだ。商工は載っていない。

(213の声あり)

(菅野) 213。

(何事か声あり)

(菅野) どれ。どこ。

(205ページの商工業振興費補助金の声あり)

(菅野) どこどこ。商工費。

(何事か声あり)

(菅野) 705万。

(委員長) 振興費補助金。

(菅野) うん、商工費。700万出しているわけではないでしょう。

(環境経済部副部長兼産業振興課長) まず、決算書のほうの205ページ、下から3つ目の丸の商工会商業補助事業の中の19、補助金の一番下の商工業振興費補助金。この中には幾つかの補助金が入っています。その中の一つが花火大会補助金ということに。

(菅野) では、花火には幾ら出しているのですか、このうち。700万のうち。

(環境経済部副部長兼産業振興課長) 現実には、花火大会には400万の。

(菅野) 400万ですよ。

(環境経済部副部長兼産業振興課長) はい、補助をしております。

以上です。

(菅野) 細川さんに聞きました。何であなたはそんなに苦労しているのって言ったら、7,000万かかるのですって。本当にその金集まるのと言ったの。夜も寝ないようにしてやっと集めるのです。訪問したり何したり、ラーメン屋へ行けばラーメン食い、どこかへ行けば何か食いから始まって、他市から何かやって、いろんなイベント考えて。あれって本当に商工会の青年部でやる域を超えている気がするのです。私は、市がやるいろんな花まつりより何よりもっと大変な花火をそれ上げている気がするのです。あれは市が行うとかなんとかとしていかないと、青年部でいうといずれできなくなるというのは言っています。商工会がそんなどんどん活性化しているわけではないわけですので。ここら辺は青年部のほう

と話をしているのでしょうか。これだけ市が花火のまちを市役所のあそこにてんと花火の絵掲げてやるのなら、やはり先を考えないと。そのうちだめになったというのではね。ほかはちゃんとやっているわけですから、いろんなところはね。どうなのでしょう。将来展望を市として責任負ってやれる体制にするのか、商工会青年部の自主事業でいつまでも続けるのか。ちょっとそこは聞いておきたいところです。

（環境経済部長）確かに商工会青年部のこの事業、この間総会にも出させていただきまして、何人いるのですかと言ったら、50人ぐらいだったかな、あっ、この人数でこれだけ大きな事業をやっているのかということで、はっとしました。すごく大きな事業に取り組んでいるという。本当に頭が下がる。鴻巣市がやっている事業という考えはないです。鴻巣市はそこを支援させてもらっているという考えであります。主体は当然ずっと、創始、始めてから商工会青年部の方がその気持ちで培ってきてここまで持ってきたと、本当にすごい努力かなということがあります。今後につきましても、どんなあり方がいいのか、やはり市民の期待度も大きいです。夏の祭りとしての認知度といいますか、もうかなりのものがありますので、関東でもというぐらいのスケール。

（菅野）日本一になった。

（環境経済部長）日本一になってきておりますから、そういった中でやはり今後についてどういったあり方がいいのか。それはやはり主催団体と市とでいろんな意見交換をしながら、また市民の意見を聞きながらあり方を探っていかなくてはならないかなと、そういうふうに考えます。

（菅野）ぜひ日本一なので、朝日新聞のドラえもんの質問にも出たのですからね。日本一の花火を打ち上げたところはどこでしょうと言ったら、埼玉県鴻巣市と出たと有名になった。それぐらいやはり1団体50人ぐらいの、それで青年部というのは年がいけば青年部ではなくなるわけですから、そうすると引き継ぎ者がそれを、出る人ほど入ってくる人はいないらしいのです。だから、いずれ市が、続けるのなら市がそれなりに予算措置もしながら考えとしないと立ち消えになることもあるのではないかなと思います。小さなところに押しつけているのではね。そうな

らないうちにもし続ける気なら考えるべきだし、思います。

それから、ちょっと177ページのスズメバチ等の補助金ですけれども、これですと私は楽しんでます。これ下から3つ目の金額にスズメバチ等の巢駆除補助金とあるではないですか。たかがスズメバチ。75万1,100円で2万6,115件と言いましたよね、説明で。2万6,115件で、上限を1万5,000円にして2分の1補助していますよということを説明のとき言いましたよね。2,000。

(200の声あり)

(菅野) いや、だって2万6,115件と私のに書いてあるよ。

(何事か声あり)

(菅野) 26年度115件ね。わかりました。間違えた。そうだよ。おかしいよね。では、115件というのなら……いや、1件六、七千。これお聞きしたいのですけれども、等ということはスズメバチとアシナガバチなのでしょう。蜂ってみんな悪者かね。見たら殺さなくてはいけない……いや、実はスズメバチは私見たことありません。わかりません。巢も見たことないけれども、アシナガバチは幾らでもそこにいるではないですか。それで、いたずらしなければ何もしませんよ。それで、誰に聞いてもおとなしい蜂で、かわいいよと。何も巢を取ったり、騒いだりしなければ。それなのに市民は、鴻巣駅の西口にたまたまこういうスレートの塀につくっていたと、そしたらすぐ市役所に言って取れと。蜂が飛んでいたからと。そういうときに、はい、はいって取るのか、いや、何もしなければ大丈夫だと思うので、そっとしてくださいと言うのか。この場合はすぐ取りに行くのですか。駆除しなければいけないのですか。だって、生態系で必要なものだし、スズメバチはどうか知らぬけれども、アシナガバチは何もしないよと、生態のことをよく知らないのだと言っている人いるのですけれども、私も言われて刺されたただの何だの言うから、しようがないから巢を燃やしに行ったのですけれどもね。燃やしたら逃げていったのですけれども、逃げたのはまた戻ってくるのです。また今度一生懸命つくっているのです。でも、かわいそうだけれども、その人は見ていたとき1回刺されたなんて言うものだから、結局馬橋さんに聞いて

たら、ジェットがいいと言うから、ジェット買ってうええとやって3匹を殺してしまったのですけれども、これって市民によく蜂の巣はこうですよと言ってご理解を願って、すぐ殺すのではなくて、そういうふうにできないものでしょうか。蜂って悪者で、見たら殺すって。市役所に電話来て、職員はどうやって対応しているのですか。

(環境課長) 蜂の巣のことなのですけれども、スズメバチにつきましては皆さん認識があると思うのですが、非常に危険な種類なのですけれども、アシナガバチにつきましては菅野委員さんがさっきおっしゃったようにそれほど危険ではないというふうにされています。こちらから積極的にいたずらをしたり、振り払ったりとかしなければ攻撃も一切してこないような、そういう蜂だというふうに言われております。ただし、刺された場合、やはりショック症状を起こすような場合もあるというふうに言われております。このようなことから、やはり市民の方から連絡をいただきまして、アシナガバチがいて危険なのでということであれば、市のほうでもやはり動かざるを得ないということをございまして、その場合、公園や道路上の街路樹ですとか、そういった市の管理している施設内にある巣につきましては市のほうで撤去いたしますが、民地にあります巣につきましては、その民地の管理している方に適切な処理をお願いするということになるかと思えます。

以上です。

(委員長) これに関して。最後、では。

(菅野) その場合、費用ですけれども、費用がかかりますよね。2分の1出さなくてはいけないのですね。例えばスズメバチの巣を撤去するとしたら幾らぐらいかかるのですか、業者に頼んだら。

(サイズの声あり)

(菅野) サイズによるのか。平均的な。

(環境課長) ちょっと個別の数字を把握していないのですけれども、ついでいる場所ですとか高さですとか、大きさですとか、取りやすさによっても違いますので、一概にちょっとご説明することはできません。

(菅野) どちらにしても、1万幾らもするうちの、1万2,000円するうち

の6,000円を払いなさいとか、上限が1万5,000円で、大きくて遠い、だから3万かかるから1万5,000円払えとなってしまうと、市民はすぐ、はいと出すのですか。自分が別に集めたわけでもないのに。たまたま塀があったという、ぱっとついてきただけでね。それで、私のところへ相談に来たのはそういうことですよ。職員を呼んだら、職員が1万2,000円かかるから6,000円出せと言ったと。いや、私は出したくないと。6,000円出せと言ったのです。それで、うちへ電話来たから、私が棒の先に布つけて火つけてううっとやって。蜂は逃げていったのですけれども、次の朝かわいそうにまた戻ってきて一生懸命つくり出したのです。だから、これ駆除していいものかと思うけれども。やっぱり駆除しなくてはいけない、市は。

（環境課長）特に今回のケースでは、銀行のATMが近くにあったということと駅にも近かったということで、不特定多数の方が集まるという場所でしたので、やはり駆除するべきだというふうに考えました。

また、現場で市の職員がこれはあなたのほうで処分してください、幾ら出してくださいというようなご説明は多分していなくて、ご自分で処分してくださいと、処分する場合は業者さんがいらっしゃいますと、業者さんに頼んだ場合はこのぐらいはかかるのですと、そういうようなご説明をしていると思うのです。

以上です。

（委員長）よろしい。まだ。

（菅野）行田なんかはどうしているのと聞いたら、これがいいかどうかわかりませんが、市役所に言ったら後でどうにかして取っているらしくて、別に、そのうちなくなったよなんて言っているのです。だから、馬橋さんに聞いたようにしゅっとやるのなら死にますよね。燃やしたり何なりすると逃げて行ってまたつくるけれども。でも、全部が死ねばいいけれども、残ったのを見るとまた来てやるから、何回か行かなくてはいけないのかもしれないけれども、職員がしゅっとやって簡単に処分するということはやっぱりできないのですか。公務員はできないのですか。

(環境課長) 先ほど菅野委員さんおっしゃいましたように、他の自治体では市の職員が防護服を着て巣を取りに行っているというところも現実的にあるようです。すぐに鴻巣市でそれができるかといいますと、現在の体制ですと、先ほども質問出ていますように雑草の苦情ですとかいろんな苦情がありますので、個別に職員が出て行って蜂の巣の対応というのはなかなか難しいのが現状でございます。

(菅野) では、やっぱりでも市報できっちり、おとなしくて、そういうのだからいじらないようにとか、そういう啓蒙だけはしてもらったほうが。何でも殺せばいいというものではないしね。必要だからいて、自分なんかもしていると思うわけでね。私たちの周りで一番見るのはアシナガバチですからね。ミツバチなんかいませんから。ですから、やはり1つを殺すというのは生態系を乱すとも思うしね。とりあえずそのやりながらも蜂についての生態系がこういうものですよというのをわかりやすく市報に載せてもらえませんか。75万もかかっていると思ったら、結構115件も来る、そのために職員が出動するのも大変ですよ。事情がわかれば考える人もいるかもしれないではないですか。では、自分でしゅっとやろうという人もいるかもしれないしね。すぐ死にました、かわいそうだったけれども。

(委員長) 簡潔……

(菅野) 以上です。

(委員長) 終わりですか。答弁……

(菅野) 返事聞くの。返事聞いてから。

(環境課長) 今後も今のところこの補助金の制度は継続していく考えでございますので、その補助金の制度などをPRする際に今おっしゃっていただいたような内容も盛り込めるように検討してまいりたいと考えております。

以上です。

(菅野) お願いします。ありがとうございました。

(委員長) 以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

(菅野) この年は、4月1日から消費税が5%から8%に上げられた年でした。所得300万以下の方が8%のときになると15万3,411円、5%のときは9万5,882円、これは平均値ですけれども、これでよかったものが結局5万7,529円、2.4%ふえるというもので、所得に入れる割合が2.4%ということです。一方で、1,000万の人、所得1,000万の人は8%になって37万9,059円、5%のときは23万6,912円。差が14万2,147円で、所得に占める割合が1.0%。ここにも逆進性が強いと。お金持ちであろうが貧乏人であろうが、3食食べるのは食べなくてはいけないわけで、逆進性が強いということがあるわけです。それで、鴻巣市におきましても、市税への影響もさることながら、いわゆる国民の貧困度が高まっている中で、鴻巣市においても非正規の労働者や下げ続けられる年金のもとで、市民の暮らしを圧迫するものであるということで反対をいたします。

一部正規には本会議場で行いますが、あと同和対策につきましても、国のほうが終結したもとで、いつまでも差別の拡大を行政が宣伝するようなことでは私は正しくないと思います。全ての同和政策はやめるべきです。

それから、農業におきましては、鴻巣では一番多いのはやっぱり米作なのです。17万1,816アール、米は栽培しているのです。作付面積の76%が米だそうです。そのうち70歳以上の方が占めている割合が51.5%ということで、そのうち後継ぎがいなくなれば米づくりはいつまでもできないということはこの数値であらわれていると思います。さらに、安倍政権のもとで米作の価格が引き下げられまして、60キロ、1俵で8,000円から1万円というわけで、最低でも1万5,000円はかかるという中で、国民の主食を守らないこうした政策は正すべきですので、この点も述べ、反対をいたします。

それから、コウノトリについてですけれども、鴻巣が鴻巣だからコウノトリを飼うと言って突然こんな政策が出てきました。しかし、コウノトリを飼うには条件があるわけです。4つほど条件があります。餌が豊富にあること。木がたくさんあって、きれいな場所が多くて、自然が豊か

なこと。田んぼや川が広く、子育てに向いている。それから、静かにしようとするまちの人たちがたくさんいるということがまず条件、というのはこれ豊岡市の資料なのです。何で豊岡かというのは、四方を小高い山に囲まれた団地の一帯のまちづくりになっていると。それから、円山川がしょっちゅう洪水を起こして、そのことによって広大な湿地になる土地だったのです。そこで餌がきちっととれるということと、巢をかける松、松というのはアカマツです。アカマツが育っていたということなのです。それから、この近辺でいうと野田です。利根運河周辺エリアでは、2014年90ヘクタールという江川地区の休耕田、これを野田は住宅地にしようとかと言ったけれども、結局コウノトリのために水田型市民農園という形で浅い池の状態、25センチではないと餌が、ついでみするので、そういう施策をした上で、コウノトリというのを飛ばしたり、そこでいろんな施設をつくっているわけで、鴻巣においてはこれ全てにどれにも当てはまっていないのです。ですから、この近隣では桶川にしる北本にしる、川島町、吉見町がコウノトリには取り組んでいないわけで、ここに既に5,000万を超えるお金を基金でとり、さらに毎年1,000万ずつ合併の借金返す基金の利子を積み立てて、上限幾らかと、それはわからないのです。ここに1億以上ものお金を使うのなら、市民の福祉や、それから教育の向上など、もうほかにとるべき施策があると思います。まず、この分野では一応この4点を指摘し、反対をします。以上です。

(委員長) 次に、賛成討論はありますか。

(なし)

(委員長) ほかに反対または賛成の討論はありますか。

(なし)

(委員長) これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第75号 平成26年度鴻巣市一般会計決算認定についてのうち本委員会に付託された部分について、原案のとおり認定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

(委員長) 挙手多数であります。

よって、議案第75号は原案のとおり認定されました。

以上で付託されました案件の審査は全部終了いたしました。

なお、会議録の調製及び委員長報告書の作成につきましては委員長に一任願います。

これをもちまして市民環境常任委員会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

(閉会 午後 2 時 2 8 分)